
災 害 救 助 の 手 引 き

令和8年3月

静岡県健康福祉部

目次

はじめに	1
I 災害救助法	3
1 災害救助法の概要	5
2 災害救助基準	17
3 応急救助事務の種類別概要	22
4 災害救助事務参考様式（県関係）	45
5 通知「災害救助法による救助の実施について」 （昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）	50
6 災害救助法関連法令等	109
(1) 災害救助法	109
(2) 災害救助法施行令	117
(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	123
(4) 災害救助法施行細則（昭和38年規則第25号）	132
(5) 災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年告示第117号）	143
(6) 応急救助事務等の担当一覧表	156
II 関連諸制度	159
1 被災者生活再建支援制度等	161
(1) 被災者生活再建支援制度の概要	161
(2) 支援制度比較一覧表	164
(3) 【国制度】被災者生活再建制度	166
(4) 【県制度】被災者自立生活再建支援補助金	185
ア 概要	185
イ チェックリスト	192
ウ 補助金交付要綱等	200
(5) 被災者特別見舞金制度	221
2 災害弔慰金等	224
(1) 概要	224
(2) 申請書類	225
(3) 補助金交付要綱	228
3 災害援護資金貸付金	239
(1) 概要	239
(2) 貸付要綱	241
III 参考資料	255
1 生活再建のための業務一覧（フロー図）	257
2 被災者相談窓口のレイアウト図	258
3 災害救助法適用災害一覧	261

はじめに

(1) 災害関連法令

災害関連の主な法令として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした「**災害救助法**」、防災計画、被災者の援護を図るための措置(罹災証明等)など必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした「**災害対策基本法**」がある。

それらに加え、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給や、災害援護資金の貸付について規定している「**災害弔慰金の支給等に関する法律**」、生活の再建を支援する被災者生活再建支援金の支給について規定している「**被災者生活再建支援法**」がある。

法令名	条項等	内 容
災害救助法 (S22法118)	2条	・ 救助の対象 ※具体的には、災害救助法施行令1条(災害の程度)、2条(救助の種類)、3条(救助の程度、方法及び期間)で規定
	2条の2	・ 救助実施市 の長による救助の実施
	3条	・都道府県知事等の努力義務(救助組織の確立、労務、施設、設備、物資、資金の整備に努める)
	16条	・ 日本赤十字社への委託
	21条	・国庫負担
	22条~29条	・災害救助基金
災害対策基本法 (S36法223)	49条の7	・指定避難所の指定 ※災害対策基本法施行令20条の6⑤、法施行規則1条の9において、「福祉避難所」に関することを規定
	49条の10 ~49条の13	・避難行動要支援者名簿の作成 ※「避難行動要支援者」についても規定
	49条の14 ~49条の17	・個別避難計画の作成
災害弔慰金の支給等に関する法律 (S48法82)	3条	・災害弔慰金の支給
	7条	・費用の負担(都道府県の費用負担について規定)
	8条	・災害障害見舞金の支給
	10条	・災害援護資金の貸付け
	18条	・市町村における 合議制の機関 (災害弔慰金等支給に関する調査審議するための審議会等設置努力義務)
被災者生活再建支援法 (H10法66)	3条	・被災者生活再建支援金の支給
	9条	・基金(都道府県の支援法人(公益財団法人都道府県センター)に対する基金拠出について規定)

【用語】

用語	説明
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（基本法）
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること（基本法）
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害のある人、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
個別避難計画	災害時に大きな被害を受ける障害のある人や高齢者など避難行動要支援者の避難計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務とされた。

(2) 県独自の制度

自然災害により被災し、国の被災者再建支援法の適用を受けない市町に居住する者に対して、県が「被災者自立生活再建支援補助金」を交付し、災害規模による支援措置の不公平の解消を図っている。

また、国の被災者生活支援法の適用対象とならない半壊の被害を受けた者に対して、住宅の建設、購入及び補修費に係る経費を補助する市町に対して「被災者住宅再建支援事業費補助金」を助成している。

それらに加え、短期間に複数回の災害により被災した者に対して、生活の安定に資するために、「災害特別見舞金」を支給している。

I 災害救助法

1 災害救助法の概要

(1) 概要

ア 災害救助法の目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図る。

イ 基本的な考え方

(7) 災害に際しての応急救助

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対しての応急的、一時的救助を実施するための制度である。

(イ) 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全

個人の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を目的としており、災害の規模がこれらに影響を及ぼす程度のものであるときに実施される。

(ウ) 救助の実施主体

県知事は、法定受託事務として、国にかわり救助を実施する。県知事は、迅速な救助の必要性を認めるとき、市町長に応急救助の実施を通知することができ、市町長は、通知を受けた応急救助事務を実施しなければならない。

(エ) 国民の協力の下に実施

救助に必要な人員の確保、物資の調達等は、地方公共団体、日本赤十字社等をはじめ、一般国民の協力を得て行う。

ウ 他法との比較

法律名	分類	概要
災害対策基本法	一般法	災害対策に関する国、県、市町の責任区分等の基本的事項を定めている。
災害救助法	特別法	応急救助活動や救助費用負担等について特別に定めており、災害対策基本法に優先して行われる。
大規模地震対策特別措置法	特別法	大規模地震に関する予知、防災対策等の基本的事項を定め、被害の防止・軽減を図る。

災害対策基本法では、災害が発生した場合の応急措置は、市町長の義務と定めている。一定規模以上の災害又は特殊な救助が必要となった場合に、災害救助法による救助が併せて行われる。

エ 災害救助法の効果

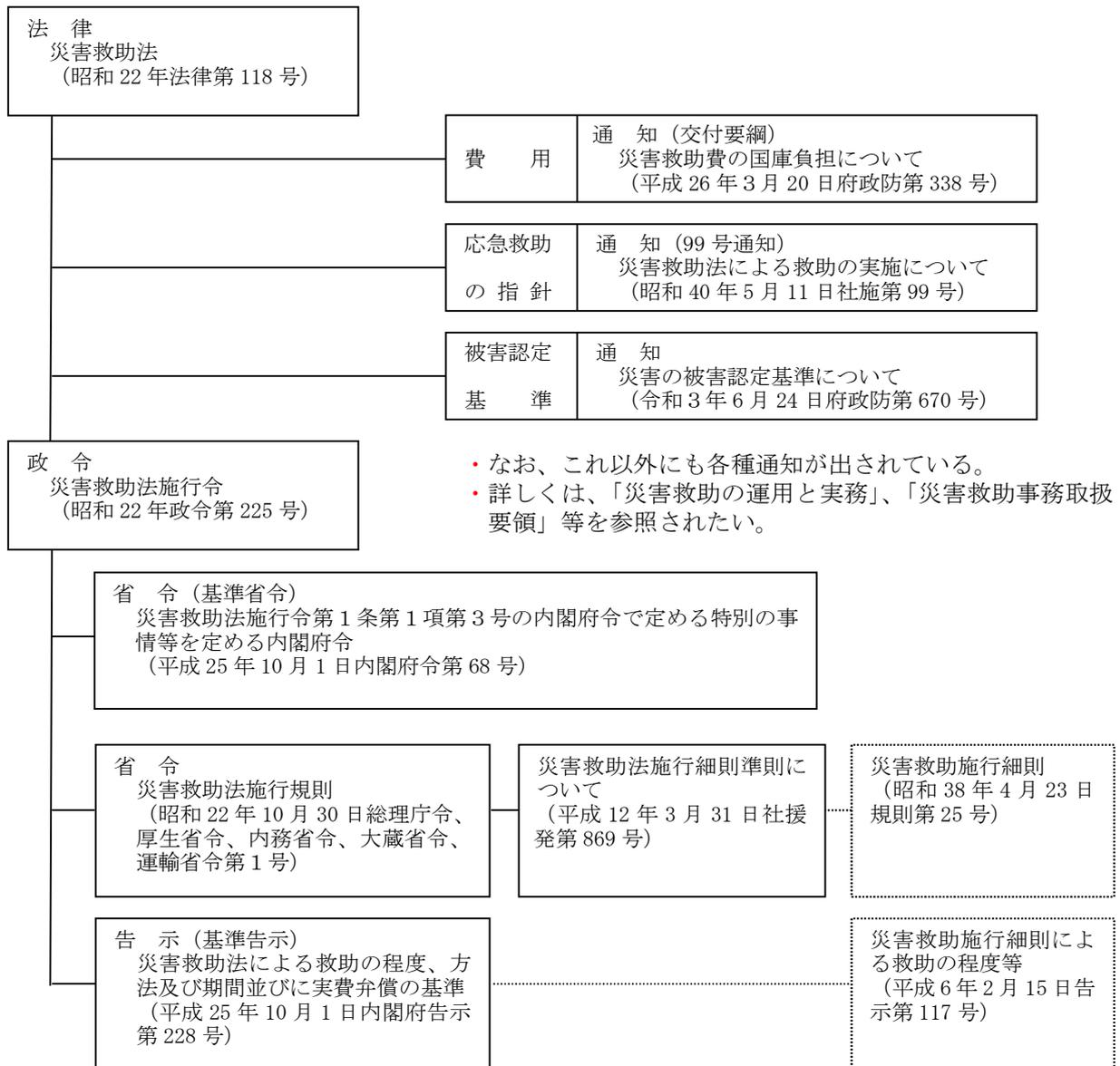
災害救助法の適用により、国の責任において、次の支援及び権限を得る。

- ①財政的支援（救助実施の費用負担等）
- ②法的強制権（技術者等への従事命令、近隣の者への協力命令、土地・建物・物資の収用命令）

※その他の適用による影響

災害援護資金貸付金、災害弔慰金、被災者生活再建資金、中小企業災害対策資金等の各種制度の適用が受けられる。

オ 災害救助法の関係法令等あらまし



(2) 救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊き出しその他による食品の給与
- ④飲料水の供給
- ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ⑥医療・助産
- ⑦被災者の救出
- ⑧福祉サービスの提供
- ⑨-1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- ⑨-2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- ⑩学用品の給与
- ⑪埋葬
- ⑫死体の捜索
- ⑬死体の処理
- ⑭障害物の除去

イ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事又は救助実施市の長（以下「知事等」という。）が、これを定めることとされている。（「災害救助法施行細則による救助の程度等」（平成6年静岡県告示第117号））

ただし、内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3) 災害救助法の適用

ア 基本的事項

(7) 災害救助法の適用は市町単位

災害救助法は、市町単位で適用する。

なお、政令指定都市については市単位での適用のほか、区単位での適用もできる。

例えば、〇〇市（政令指定都市）××区だけに水害が発生した場合、××区に法適用ができる。

(イ) 対象災害の種類

災害救助法の対象となる災害は、暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は、社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

- ・同時又は相接近して異なる原因による災害
- ・時間的に近接して、同一市町内の別の地域での同種又は異なる災害

(ウ) 被害世帯数により適用

原則として、被害世帯数（滅失世帯数）に基づき法適用を判断する。

市町又は県の人口に応じ、適用基準となる被害世帯数が定められているが、令第1条第1項第3号後段と第4号に、被害世帯数によらない特別な場合が規定されている。

○滅失世帯の算定方法	※小数点以下も合わせて合算する。
全壊・全焼・流失	→ 全壊等世帯数 × 1
半壊・半焼	→ 半壊等世帯数 × 1/2
床上浸水	→ 床上浸水世帯数 × 1/3

(イ) 適用時点

応急救助のための制度である性質上、適用時点で現に救助を必要とする状態にあることが必要である。従って、遡及適用は行わない。

<法適用の公示日と救助期間起算日>

原則として災害発生日＝救助の期間起算日＝公示日となるので、迅速な公示が必要である。

次の場合は例外となる。

- ①長雨等で被害が漸増した場合
 - ・基準に達した日＝公示日＝発生日＝起算日とみなす。
 - ・雨の降り始めや救助に着手した時点が、発生日や起算日と必ずしも一致しない。
- ②被害状況の把握が困難な事情のため遅延した場合
 - ・状況の判明した日＝公示日となるが、救助期間の起算日は災害発生日。

非常災害等が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、災害救助法の適用が可能。

イ 適用基準

(7) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

区 分	内 容
1号適用	県内の市町の滅失世帯数が次ページ別表「市町別災害救助法第1号適用基準一覧表」の基準に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき
3号適用	次のいずれかの基準に該当するとき ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ① 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ② 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、以下の基準に該当するとき ① 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ② 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

※上記表の各号は、災害救助法施行令第1条の号を示している。

(イ) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

別表

県内市町別災害救助法1号適用基準一覧表

令和2年国勢調査による

市区名	人口(人)	適用基準世帯数	市名	人口(人)	適用基準世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準世帯数
22100_静岡市	693,389	150	22203_沼津市	189,386	100	賀茂郡	22301_東伊豆町	11,488	40	榛原郡	22424_吉田町	28,919	50
22101_静岡市葵区	249,297	100	22205_熱海市	34,208	60		22302_河津町	6,870	40		22429_川根本町	6,206	40
22102_静岡市駿河区	213,026	100	22206_三島市	107,783	100		22304_南伊豆町	7,877	40	浜野郡	22461_森町	17,457	50
22103_静岡市清水区	231,066	100	22207_富士宮市	128,105	100		22305_松崎町	6,038	40				
22130_浜松市	790,718	150	22208_伊東市	65,491	80		22306_西伊豆町	7,090	40				
22131_浜松市中央区	235,240	100	22209_島田市	95,719	80		田方郡	22325_函南町	36,794	60			
22132_浜松市東区	129,356	100	22210_富士市	245,392	100	駿東郡	22341_清水町	31,710	60				
22133_浜松市西区	108,160	100	22211_磐田市	166,672	100		22342_長泉町	43,336	60				
22134_浜松市南区	99,769	80	22212_焼津市	136,845	100		22344_小山町	18,568	50				
22135_浜松市北区	92,688	80	22213_掛川市	114,954	100								
22136_浜松市浜北区	98,779	80	22214_藤枝市	141,342	100								
22137_浜松市天竜区	26,726	50	22215_御殿場市	86,614	80								
			22216_袋井市	87,864	80								
			22219_下田市	20,183	50								
			22220_裾野市	50,911	80								
			22221_湖西市	57,885	80								
			22222_伊豆市	28,190	50								
			22223_御前崎市	31,103	60								
			22224_菊川市	47,789	60								
			22225_伊豆の国市	46,804	60								
			22226_牧之原市	43,502	60								

【 災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準 】

市町村人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
15,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

○4号基準の適用について

4号基準



①被害情報が正確には判明しない場合や、②災害による被害の発生が将来に想定される場合など、被害数が未確定な場合にも適用できる。

1号基準、2号基準、3号基準

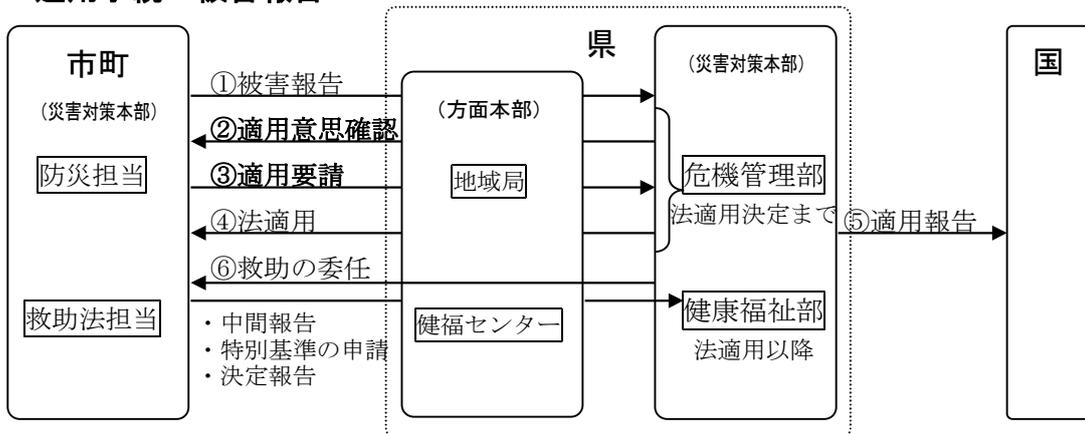
実際に発生した被害数を算定基準として適用

災害救助法の適用にあっては、被害数による1号基準等にこだわらず、常に4号基準の適用を念頭において状況を判断し、県に情報提供、申請をすることが迅速な災害救助法の適用に欠かせないといえる。

○4号適用の具体例（全国）

- ・大型台風等による豪雨により浸水被害や土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・融雪等による地すべりの発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・大規模な竜巻の発生に伴う被害及び住民生活への影響
- ・大雪による集落の孤立化と住民生活への影響

ウ 適用手続・被害報告



※南海トラフ地震の発生時には、①、②、③を省略し、県災害対策本部の決定により、県内全市町一括で4号適用する。

※大雨特別警報発表時には、①を省略し、対象市町に対し、4号適用の意思確認を行う。

①被害報告及び適用申請（災害救助法の適用までを危機管理部が所管）

- ・市町は、方面本部（地域局）に災害発生報告する。
- ・方面本部から市町に対して、災害救助法の適用意思の確認をする。
（適用意思確認がない場合でも、市町として法適用を検討する際には、方面本部へ連絡すること。）
- ・適用の要請について、市町は方面本部経由で危機管理部と協議する。
- ・市町からの要請は、まず電話・FAX等で行う（改めて文書を提出）。
- ・防災担当と災害救助法担当が分かれている市町においては、各担当課が十分に連絡を取り、法適用の必要がある場合にはスムーズな適用が出来るよう配慮すること。

②災害救助法適用以降の、中間報告、特別基準の申請、決定報告

- ・市町は、各健康福祉センターを経由して、健康福祉部企画政策課に報告する。

(4) 被害程度の認定基準と用語の定義

ア 被害認定基準

※「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和7年7月改正）参照

(7) 人的被害

区 分	認 定 基 準
死 者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
災 害 関 連 者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月以上の治療を要する見込みのもの
軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治癒できる見込みのもの

(イ) 住家被害

区 分	全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
被害の 程 度 ※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

イ 用語の定義

用 語	定 義
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世 帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生計を一にしている実際の生活単位 ・同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯 ・マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
非 住 家	住家以外の建築物(原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家)
棟	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの独立した建物 ・2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。 ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。
戸	<ul style="list-style-type: none"> ・住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して1戸とする。

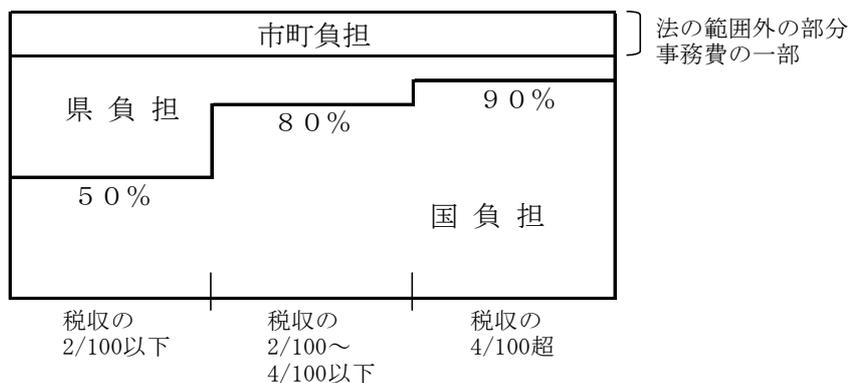
(5) 費用

災害救助法に基づく応急救助に関する費用は、県が支弁するが、災害救助法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合又は県が支弁する暇のない場合においては、救助に要する費用等は、市町が一時繰替支弁する（災害救助法第30条参照）。

費用負担区分は次のとおり。

- ・災害救助法適用に至らない場合 → 全額市町負担
- ・災害救助法が適用された場合
 - ア) 災害救助法による救助の種類・程度の範囲内の部分 → 国・県が全額負担
(救助費総額が100万円未満の場合は全額県負担)
 - イ) 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分 → 市町負担

救助に要する費用の負担区分概念図（救助費総額が100万円以上の場合）



(6) 従事命令等の発動

知事には、災害の混乱した時期に迅速に救助業務を遂行するため、次のような強制権が与えられている。

- ・医師、土木作業員等を救助に関する業務に従事させる権限
(従事命令：災害救助法第7条)
- ・被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令：災害救助法第8条第1項）
- ・登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令：災害救助法第8条第2項）
- ・特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（収用権等：災害救助法第9条）

従事命令や協力命令は国民の基本的な人権を著しく損なう危険があるため、安易にその運用を行うことは厳に慎むものである。（発動実績なし）

(7) 県知事による事務委任

救助の実施を市町長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合、都道府県知事は、市町長に対して、その救助に関する事務の一部を委任することができることとされている。

なお、実際に事務委任を行う場合においては、事務の内容及び期間を市町長に通知し、その旨を公示しなければならない。

本県では、災害救助法が適用された災害が発生した場合、災害救助法第13条第1項に基づき、避難所の設置等に係る事務を市町に速やかに委任している。

なお、事務委任をした際は、関係する健康福祉センター、県の担当課等へ情報提供する。

○災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)(抄)

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(参考)

第 号
年 月 日

〇〇市町長 様

静岡県知事 (公印省略)

災害救助法による救助に関する事務の一部の委任について

年 に伴う災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、救助に関する事務については、下記表のとおり貴職が行うこととしたので通知する。

なお、被害の状況により救助期間内では救助の適切な実施が困難な場合には、災害救助法施行令第3条第2項に基づき、内閣総理大臣と協議し期間を適宜延長する。

記

事務の内容	救助期間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
福祉サービスの提供	災害発生の日から7日以内
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害発生の日から10日以内
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	災害発生の日から3ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内)
学用品の給与	教科書、教材は災害発生の日から1ヶ月以内 文房具、通学用品は災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内

担 当
電 話

2 災害救助基準

令和7年度災害救助基準

令和7年4月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 応急救助事務の種類別概要

○応急救助事務の概要を記載したものです。

○実務にあたる場合は、必ず以下を確認してください。

- ・『災害救助事務取扱要領』【内閣府政策統括官(防災担当)付】
毎年度更新され、内閣府HPに掲載
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html
- ・『災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付厚生省社会局長通知)』
- ・『災害救助の運用と実務』【編著：災害救助実務研究会 第一法規】

(1) 避難所の設置（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によって現に被害を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家が被害を受け居住の場所を失った者 ・ 現に災害を受けた者 ○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難命令の出た場所 ・ 避難命令は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 ○ 被災者はその土地の住民であるかどうかを問わない <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿舎等の労働者 ・ (必要に応じて) 列車、バス等の旅客 ・ 法適用を受けている他市町村の避難者
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等の集会施設、学校、福祉センター等の公共施設を利用する。適当な建物を得がたい場合は、その他既存の建物（旅館・ホテル等借上げ）を利用する。建物が得られない場合は、野外仮設物又はテントを設置する。 ○ 実態を把握し、必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、プライバシーの確保等に配慮する。 ○ 耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、バリアフリー化された施設が望ましいが、そうでない施設では、高齢者・障害者等が利用しやすいよう配慮する。 ○ 要配慮者等の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。 ○ 避難所を設置したときは、すみやかに被災者にその場所等を周知させ、避難すべき者を誘導し、保護しなければならない。 ○ 被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、女性の参加に配慮した自治組織を育成し、被災者自身による自発的な避難所におけるルールづくりを行わせるなど、避難者による自主的な運営が行われるように配慮する。 ○ 避難所に対して、各種の避難生活に必要な情報、生活復旧に関する情報等の提供に努める。 ○ 当面は最低限必要なもののみを整備し、迅速に設置することがより重要である。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金職員雇上費 ○ 消耗器材費（懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等） ○ 建物器物等の使用謝金（公共的建物器物は原則として無償） ○ 器物の借上費又は購入費（冷暖房器、畳、テレビ、掃除機、電話等） ○ 光熱水費（電気、ガス、灯油、水等） ○ 仮設便所等の設置費（仮設の便所、風呂、洗濯場、炊事場等）
特 基 別 準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額の引上げ ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である7日間以内）

(2) 応急仮設住宅の供与（県知事が実施）※

<p>救助の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が全焼、全壊又は流失した者 ○ 居住する住家がない者 ○ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者 ○ 災害地における住民登録の有無を問わない ○ その他、内閣府との個別協議により入居が認められた者 	
<p>救助の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規格、規模、構造、単価等市町間で格差の生じないよう広域的な調整が必要なため、都道府県知事が自らの責任で行うのが原則であるが、災害の規模等により、法適用市町長に委任することもやむを得ない。 ○ 供与対象者は、賃貸型応急住宅の場合は「被災者自らが探す方式」により決定するほか、高齢者・障害者等を優先的に入居させるために審査基準を設けて実施する「マッチング方式」により決定することも考えられる。 ○ 被災者に対し、一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去される、あるいは退去すべき性格のものであることをあらかじめ被災者に十分説明するとともに、住宅の斡旋を積極的に行い、なるべく早く恒久的な住宅に転居させるよう措置することが必要である。 	
	<p style="text-align: center;">建設型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築は、都道府県又は市町の直営工事として実施しても、また、一括請負工事として実施しても差し支えない。 ○ 建築資材等を買取りにより設置しても、また、リース方式でもよい。 ○ 高齢者等が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。 ○ 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会施設の建設も可能。50戸未満の場合でも、戸数に応じた小規模の施設を設置できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模及び費用は基準告示に定める規模及び額以内とする。 	<p style="text-align: center;">賃貸型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産関係団体との協定に基づき、協力可能な不動産業者の情報を県が収集、市町に提供し、市町が入居者を募集する。 ○ 上記によるほか、被災者が直接不動産業者等に接触し、探してきた民間賃貸住宅についても、要件を満たす場合は賃貸型応急住宅として供与することができる。
<p>費用の範囲</p>	<p style="text-align: center;">建設型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、及び建築事務費等の一切の経費 ○ 法第7条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費 ○ 費用の算定に当たって想定されている費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱材 ・ 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器等の設備費用 ・ 手すりや敷地内の外灯、簡易舗装等 ○ 原則、土地の借料は含まれない ○ 直営工事の場合の事務費 	<p style="text-align: center;">賃貸型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含むとして、地域の実情に応じた額

特 別 基 準	○ 限度額の引上げ（特別な事情がある場合） ○ 着工時期の延長（必要最少限度の期間（建設型仮設住宅の場合））
------------------	-----------------------------------------------------------

※平成 27 年 3 月 5 日付け府政防第 125 号「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」において、「応急仮設住宅の供与については、規格、規模、構造、単価等に市町村間で格差が生じないよう広域的な調整を行うことが望ましく、都道府県知事が行うことが望ましい」とされていることから、県知事が実施。
ただし、被災者の入退去及び住宅の維持・管理に係る事務については、市町に委任して実施。

(3) 炊出しその他による食品の給与（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に避難している者 ○ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ○ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪客等 ○ 社会福祉施設の入所者（施設自らでは調理することができない状況の場合）
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施すること。 ○ 直ちに食することができる現物によること。 ○ 弁当やミルク等（乳幼児用）によっても差し支えない。 ○ 混雑にまぎれて配分もれ又は重複支給の者がないように注意すること。 ○ 実際にそれらを受けるべき被災者に支給した分に限られ、救助作業に従事する者は対象とならない。 ○ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点から、避難所における炊事場の確保や食材・燃料等の提供等、被災者による自炊、炊出しのできる環境づくりに配慮すること。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀販売業者及び食糧事務所等から購入した米穀 ・ 業者から購入した弁当等 ・ 一般の食料品店から購入したパン、うどん、インスタント食品等 ○ 副食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限なし ○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目、数量等について制限なし ○ 雑費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 器物の使用謝金又は借上料金のほかアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費
特 別 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額の引上げ ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である7日間以内）

(4) 飲料水の供給（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のために、現に飲料水を得ることができない者 ・ 住家等にはほとんど被害がなくても、飲料水が枯渇し、又は汚染したときは、飲料水の供給が受けられる。また、水道の水源地が破壊され、他に飲料水を求める方法のない者についても供給される。
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため飲料に適する水がない場合に行われる。 ○ ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配付等も含まれる。 ○ 厳密には飲料用の水のみを供給すべきであるが、現実的には困難であるため、飲料用以外に利用された水も含めて差し支えない。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限る） ○ 給水または浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械：自動車、給水車、ポンプ等 ・ 器具：バケツ、ポリタンク、ビン等 ○ 薬品又は資材費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品費とは、カルキ等に要する費用であり、ろ水器に使用するもの及び各人が飲用する水を直接浄水するものに限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。 ・ 資材費とは、ろ水器等に使用するフィルター等に要する費用である。 ○ ボーリング等による新しい水源の開発、又は天然水を送水するための配水管の敷設等恒久的対策は対象とならない。 ○ 井戸さらいの場合の資材費や賃金職員雇上費、水道の補修工事に用いる配管等の資材費は、原則として認められない。
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である7日間以内）

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住家に被害を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 ○ 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ○ 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、対象とならない。
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括購入又は備蓄物資からの放出 ○ 世帯構成員別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、物資の購入計画をすみやかにたてる。 ○ り災者調査原票に基づき、配分計画を作成し、被災者の被害区分等に応じ、受領書を徴して現物支給する。 ○ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は時価評価による。毎年度当初に評価をして、評価調書を作成しておく。 <p>※備蓄物資に関する留意事項 災害救助基金で事前購入した備蓄物資を災害救助法が適用された日以降に避難所等で使用した場合は、使用した分は救助費（国庫負担）の対象となることに留意すること。</p>
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ア 被服、寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 イ 日用品 石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿、箸等 エ 光熱材料 マッチ等 オ 防寒・熱中症対策 電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である10日間以内） ○ 季別の変更 ○ 限度額の引上げ

(6) 医療（県知事の委任により、市町長が実施）

<p>救助の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生により医療機関がなくなるか、あるいは機能を停止した場合 ・ 災害により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合や診療のための人的物的設備が停止した場合 ・ 医療機関が一日間に診療できる患者数をはるかにこえる患者が発生し、救護班の派遣を必要とする場合、簡単な処置、投薬しかできない診療所の所在地に、複雑な処置を要する重症患者が発生した場合 ・ 通常の保険診療等が行われている場合、または行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。 ・ 災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病は対象とならない。 ○ 医療を必要とする状態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を必要とするに至った原因を問わない。 ・ 法による医療は、見舞的あるいは補償的なものではない。 ・ 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。 ・ 患者自身の経済的能力の如何を問わない。 ・ 被災者のみに限定されない。 ○ 応急的に医療を施す必要がある者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害、疾病の治療に関係のないものは、応急的に必要な医療とは認め難い。 ・ 予防的ないしは防疫上の措置は対象外。
<p>救助の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として救護班によって行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症患者等で救護班では医療が実施できない場合には、対応可能な病院等に移送して治療することとなるが、この場合は医療機関への輸送のみを救助の対象とし、医療機関における医療は保険診療等で行う。 ・ ただし、真にやむを得ない場合には、病院等において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。 ○ 救護班とは、都道府県立又は市町村立の病院診療所や県医師会でチームを編成する等都道府県知事が派遣するもの、日本赤十字社の救護班である。足りない場合はその他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療 ○ 薬剤又は治療材料の支給 ○ 処置、手術その他の治療及び施術 ○ 病院又は診療所への収容 ○ 看護
<p>特別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である14日間以内）

(7) 助産（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none">○ 災害のため、助産の途を失った者<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生により、医療機関、助産所及び助産師等助産の機関がなくなった場合・ 機関の機能停止により、分べんの介助及び処置を行うことができない者○ 現に助産を要する状態の者<ul style="list-style-type: none">・ 出産のみならず、死産及び流産を含む○ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者○ 被災者であるか否かを問わない○ 本人の経済的能力の如何を問わない
救助の方法	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として救護班によって行われるが、助産師によることもできる。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none">○ 分べんの介助<ul style="list-style-type: none">・ 陣痛の開始から胎盤娩出後、状態が安定するまでの間の必要な介助○ 分べん前分べん後の処置<ul style="list-style-type: none">・ 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置○ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料<ul style="list-style-type: none">・ その他衛生材料費は、パッド、腹帯、消毒液、新生児衣料品（おくるみ又は肌着）等
特別基準	<ul style="list-style-type: none">○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である7日間以内）

(8) 被災者の救出（県知事の委任により、市町長が実施）

<p>救助の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合 ・ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合 ・ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合 ・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合 ○ 災害のため、生死不明の状態にある者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 ・ 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者 ○ 災害にかかった者の住家の被害状況は関係ない ○ 災害にかかった原因の如何を問わない ○ 人の救出だけに限定される
<p>救助の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命の安全を第一とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借上費又は購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船艇その他救出のために必要な機械器具の借上費又は購入費 ・ 直接救出活動に使用したものに限る。 ○ 修繕費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出のために使用した機械器具の修繕費 ○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 ・ 捜索や救出作業を行う場合の照明代 ・ 救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費 ○ 救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。
<p>特別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出期間の延長（通常の場合、基準の期間である3日（72時間）以内） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき ・ 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき ・ 災害の発生が継続しているとき

(9) 福祉サービス（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の 対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）
救助の 方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活において配慮を必要とする者に対して行われるものであり、例えば、想定被災市町村の福祉関係職員の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（DWA T）の在宅・車中泊避難者への派遣、保健師等による健康観察や健康相談、メンタルヘルスケアチームの避難所等への派遣等が想定される。 ○ 法による福祉サービスの提供は、あらかじめ編成しておいたチームを被災地へ派遣し福祉サービスの提供を行わせるもの。 ○ あらかじめ編成しておいたチームでは十分な福祉サービスの提供が確保できないときには、その他の社会福祉施設等から必要な職員を派遣することも差し支えない。 ○ 福祉避難所は、一般の避難所の対象経費に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の対象経費、 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の借用、 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。 ○ 従前からの特養、老健等入所対象者や在宅の介護サービス利用者については、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ○ 見守り支援や社会福祉施設における施設間応援に要する経費等の他省庁の事業については、法の対象ではないこと。
費用の 範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要配慮者に関する情報の把握 ○ 災害時要配慮者からの相談対応 ○ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 ○ 災害時要配慮者の避難所への誘導 ○ 福祉避難所の設置 (法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。)
特別 基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である7日間以内）

(10-1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
救助の方法	○ 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施する。
費用の範囲	○ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分
特別基準	○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である 10 日間以内）

(10-2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<p>1 災害によって住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の対象は、住家であること。 ・ 災害に起因するものであること。 ・ 当面の生活が営み得ない状態にあること。 ・ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者（応急仮設住宅入居認定に準ずる。） <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>
救助の方法	<p>○ 対象世帯ごとに個別に修理計画を作成し、現物給付をもって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関が、建築関係業者と直接契約、または、実施機関自らが大工あるいは技術者を動員して実施する。 <p>○ 対象とする住家の選定は特に慎重に行い、十分調査のうえ決定する。</p> <p>○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。</p>
費用の範囲	<p>○ 最小限度の補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費が含まれる
特別基準	○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である 3 か月以内）

(11) 学用品の給与（県知事の委任により、市町長が実施）

<p>救助の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によって住家に被害を受けた、児童及び生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水 ・ 非住家だけが被害を受けた場合は対象外であるが、勉強部屋であった場合には対象となる ・ 通学途中または学校等で被災した場合、親類縁者の家に滞在中に被災し喪失または毀損した場合であっても、知事が必要と認めたときに限り給与して差し支えない ○ 小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に限る ○ 学用品がなく、就学に支障を生じている者
<p>救助の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町長が、学校及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までを行う。 ○ 児童、生徒の確実な人員数を把握する。被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合し被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ○ 実際に必要なものだけに限り支給する。 ○ 教科書をまず確保する。 ○ 被害状況等により、文房具や通学用品を購入、配分することができる。 ○ 小、中、高校生等別に1人当たりの配分計画表を作成し、これによって配分する。 ○ 同一規格、同一価格のものを購入するよう努めるべきであるが、困難な場合には、各品目別に購入価格の平均額を算出して決めることもやむを得ない。
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書 ○ 教材（当該学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材） <ul style="list-style-type: none"> ・ 準教科書として使用されているテキスト等 ・ ワークブック、補充問題集、一般補充問題集等 * 辞書、図鑑等は除外するのが適当である。 ○ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規など） ○ 通学用品（運動靴、体育着、傘、かばん、長靴など） <ul style="list-style-type: none"> * 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可。
<p>特 基 別 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額の引上げ ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である15日ないし1か月以内）

(12) 埋葬（県知事の委任により、市町長が実施）

<p>救助の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものである。 ○ 災害時の混乱の際死亡した者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死因及び場所の如何を問わない。 ・ 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ葬祭が終わっていないもの。 ○ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋葬を行うことが困難であるとき。 ・ 火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 ・ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。 ・ 埋葬すべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。 ○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、直ちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないようにすべきである。
<p>救助の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。 ○ 土葬によるかと、火葬によるかと、問わない。 ○ 現物給付を原則とし、棺、ドライアイス又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供である。 ○ 死者に遺族がない場合は、救助の実施機関が埋葬に必要な物資の調達から火葬又は土葬に至るまで一括して実施する。 ○ 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することもある。 ○ 遺族が埋葬を行う場合は、原則としてこの対象にならないが、必要に応じて棺又は棺材等の現物を支給しなければならない場合もある。
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棺、骨つぼ及び火葬等の埋葬の費用 ○ 埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費 ○ 供花代、酒代等は含まれない
<p>特別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額の引上げ ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である10日以内）

(13) 死体の捜索（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none">○ 行方不明の状態にある者で、各般の事情により、既に死亡していると推定される者<ul style="list-style-type: none">・ 行方不明になってから相当の時間を経過している場合・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合・ 災害発生後、ごく短期間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合○ 死亡した者の居住地に法が適用されたかどうかは関係がない。○ 死亡した者の住家の被害状況は関係がない。○ 死亡した原因の如何を問わない。
救助の方法	<ul style="list-style-type: none">○ 様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならない。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none">○ 借上費又は購入費 直接捜索作業に使用した船艇、その他必要な機械器具の借上費又は購入費○ 修繕費 捜索作業に使用した機械器具の修理費○ 燃料費 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行うための照明代等
特別基準	<ul style="list-style-type: none">○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である 10 日以内）

(14) 死体の処理（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による社会混乱のため、死体の処理ができない場合。通常埋葬の前提として行われるものであるため、埋葬を行う場合と同様に取り扱う。 ○ 警察官が発見した死体、又は警察官に対して届出がなされた死体に関しては、当該死体が警察当局から関係者に引き渡されてから後に、必要な死体の処理を行う。 ○ 死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いがもたれるような変死体については、この制度で着手すべきではない。
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助の実施機関が現物給付として行うものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の一時保存のための施設等の設置 ・ 死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 ・ 遺族のない場合は、実施機関が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施する。 ・ 遺族が行う場合には、薬品、消毒剤等の資材について現物を支給する。 ○ 死体の処理の際の賃金職員等雇上費及び輸送費については、死体の一時保存の場合に限り原則としてこの中に含まれ、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途認められている。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 <ul style="list-style-type: none"> 1 死体について必ずすべて行うものではなく、その死体について必要に応じて行う。 ○ 死体の一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 身元を識別するため。また、死亡者が多数の場合には、短時日の間に埋葬することは困難であり、埋葬が行われるまでの一時保存が必要となる。 ○ 検案 <ul style="list-style-type: none"> 救護班によって行うことを原則としているが、死体の数が著しく多い場合とか、救護班が医療、助産等を行っていて検案を行うことができないような場合は、一般開業の医師によることができる。ただし、検案書の作成は本制度の対象外である。
特 基 別 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額の引上げ ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である 10 日以内）

(15) 障害物の除去（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	<ul style="list-style-type: none">○ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。○ 住家が半焼半壊又は床上浸水したものであること。○ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。
救助の方法	<ul style="list-style-type: none">○ 救助の実施機関が現物給付をもって実施する。 救助の実施機関が作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。○ 対象とする住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による障害物の除去を実施する以外に方法のない者を、十分調査のうえ、決定することが必要である。○ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。 居室、台所、玄関、便所等を対象とする。○ 応急的な除去に限られる。 原状回復を目的とする除去ではない。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none">○ ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等一切の経費が含まれる。
特別基準	<ul style="list-style-type: none">○ 限度額の引上げ○ 期間の延長（通常の場合、基準の期間である 10 日以内）

(16) 応急救助のための輸送（県知事又は市町長(市町の実施とした救助)が実施)

救助 の 対 象	<ul style="list-style-type: none">○ 被災者の避難に係る支援<ul style="list-style-type: none">・被災者自身を避難させるために輸送・被災者を誘導するための人員、資材等の輸送・災害を受けるおそれのある者の避難のための輸送は、市町長等が発した避難命令に基づく場合又は緊急なため命令する暇はないが、客観的にみて当然避難を要する状態にあった場合で、しかも市町長等の指示に従って避難したときに限られる。・以下の輸送は対象とならない<ul style="list-style-type: none">災害の予防、根本的解消又は拡大防止のための人員、物資、資材の輸送ペット、家畜の避難ないし家財道具等の持出し又は輸送（本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない）警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が救助の応援として実施した輸送市町長の指示等に従わず勝手に避難したような場合避難が終わり各自が帰宅する場合の輸送○ 医療及び助産における輸送<ul style="list-style-type: none">・患者等を救護班が、仮設する診療所、病院、産院等に入院又は通院させる場合、あるいは他の病院、診療所等に輸送する場合（この制度によって、保護する以外に途がないことが前提である。）・救護班に関する人員の輸送・以下の輸送は認められない<ul style="list-style-type: none">医薬品及び衛生材料等の輸送→救援用物資の輸送退院又は分娩が終了し帰宅する際の輸送○ 被災者の救出<ul style="list-style-type: none">・手段、方法等は被災者の避難のための輸送の場合と同一と解してよい・救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材等の輸送・被災者の生命の安全を保護するための輸送に限られる・以下の輸送は認められない<ul style="list-style-type: none">被災者救出のために輸送した人員及び資材等の輸送ペット、家畜の避難及び家財道具等の持出しのための輸送（本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではない。）○ 飲料水の供給<ul style="list-style-type: none">・飲料水それ自体の輸送・飲料に適する水を確保するために必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送・以下の輸送は対象とならない<ul style="list-style-type: none">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による生活用水供給のための輸送費○ 死体の搜索<ul style="list-style-type: none">・死体の搜索のために必要な人員及び資材等の輸送・以下の輸送は認められない<ul style="list-style-type: none">災害地の清掃、後片付等のための人員及び資材等の輸送警察、消防、自衛隊、海上保安庁等による輸送
-------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死体の処理（埋葬を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理並びに検案のための救護班員等人員の輸送 ・ 死体の処理のための衛生材料等の輸送 ・ 死体の発見場所から一時安置所までの移送その他死体の移動に伴う死体そのものの輸送 ・ 死体を移送するための人員の輸送 ・ 以下の輸送は対象とならない <ul style="list-style-type: none"> 仮設置所設置のための資材及び人員等の輸送費→「死体の一時保存」 ○ 救援用物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援用物資とは、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資をいう。 ・ 以下の輸送は対象とはならない <ul style="list-style-type: none"> 避難所設置の場合の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送費→「避難所設置」 応急仮設住宅建築の際の資材等の輸送費→「応急仮設住宅設置費」 住宅応急修理用資材の輸送費→「住宅の応急修理費」 埋葬の棺、骨つぼ等の輸送費→「埋葬」 死体の一時保存のための資材等の輸送費→「死体の一時保存」 障害物の除去用資材の輸送費→「障害物の除去費」 炊出しの食品等を給与するための輸送→原則として消防団、青年団等の奉仕又は炊出しを受ける者等の相互協力等によって行うことが通常である 防疫対策用の機械器具及び資材等の輸送費→救援用物資ではない
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の延長 ○ 期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、輸送期間だけの延長も可能である。

(17) 応急救助のための賃金職員雇上費(県知事又は市町長(市町の実施とした救助)が実施)

救助の対象	<ul style="list-style-type: none">○ 被災者の避難<ul style="list-style-type: none">・災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるために雇い上げる賃金職員等○ 医療及び助産における賃金職員等<ul style="list-style-type: none">・救護班では処置できない重症患者または救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がある場合に、病院、診療所に運ぶための賃金職員等(この制度による以外に他に途のない場合に限る。)・救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等を移動に伴う賃金職員・公立病院または日本赤十字社等より派遣を受けた救護班だけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる。・救護班の事務を行う者または被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。・救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員等雇上費の対象となる。○ 被災者の救出<ul style="list-style-type: none">・被災者を救出する行為そのものに必要な賃金職員等・救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等○ 飲料水の供給<ul style="list-style-type: none">・飲料水を供給するために要する賃金職員等・飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等・飲料水を浄水するための医療品等の配布に要する賃金職員等○ 死体の搜索<ul style="list-style-type: none">・死体を搜索する行為そのものに必要な賃金職員等・搜索に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等○ 死体の処理(埋葬を除く。)<ul style="list-style-type: none">・死体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等・死体を仮安置所等まで運ぶための賃金職員等○ 救援用物資の整理、輸送及び配分<ul style="list-style-type: none">・救援用物資の整理、輸送及び配分をするための賃金職員等<li style="padding-left: 40px;">救援用物資の種類：被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品、調味料及び燃料、医薬品及び衛生材料<li style="padding-left: 40px;">整理：種類別又は地区別に区分し、整頓し保管する場合の一切<li style="padding-left: 40px;">輸送：送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬<li style="padding-left: 40px;">配分：輸送された物資を被災者に配分すること
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県知事又は市町長等が雇い上げた賃金職員等でなければならない。 ○ その救助を行うに必要最小限度のものでなければならない。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ この業務を行うために雇上げた賃金職員
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇上げ期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、この期間以上に残務整理のための延長もできる。 ○ 埋葬のための賃金職員等 ○ 炊出しのための賃金職員等 ○ その他の賃金職員等

(18) 救助に要した事務費（県知事又は市町長（市町の実施とした救助）が実施）

<p>事務費の費目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打合せ旅費、救援物資の調達、輸送の旅費 ○ 時間外勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員（県及び市町職員に限る）が応急救助事務のため、正規の勤務時間をこえて勤務した場合の時間外手当。 ○ 賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助事務を執行するのに必要な臨時雇い上げ職員等の日当 ○ 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助事務に必要な文房具及び消耗器材等 ○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助の業務を行うのに必要な庁舎用暖房燃料及び自動車燃料等の燃料 ○ 食糧費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する炊出しの費用及び応急救助対策打合せ会の食費 ○ 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助の事務を行うのに直接必要な印刷物及び応急救助のための資料等を印刷又は製本するのに要する費用 ○ 光熱水料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料およびガス代等 ○ 通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信費、運搬料、近距離のバス、電車、船舶等の回数券 ○ 使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、家屋の借上料、自動車及び船舶の借上料、機械器具の借上料 ○ 修繕費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費（現状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない。） ○ 委託費 														
<p>事務費の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第4条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 ○ 応急救助を実施する期間の経費に限られる。 ○ 精算の事務を行うのに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 ○ 精算の事務を行うに必要な事務費の範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。 														
<p>負担限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間救助費の額（精算事務に要した費用を含む。）に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">3千万円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 10 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">3千万円を超え6千万円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 9 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">6千万円を超え1億円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 8 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1億円を超え2億円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 7 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">2億円を超え3億円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 6 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">3億円を超え5億円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 5 / 100</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">5億円を超過した部分の金額</td> <td style="text-align: right;">… 4 / 100</td> </tr> </table>	3千万円以下の部分の金額	… 10 / 100	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額	… 9 / 100	6千万円を超え1億円以下の部分の金額	… 8 / 100	1億円を超え2億円以下の部分の金額	… 7 / 100	2億円を超え3億円以下の部分の金額	… 6 / 100	3億円を超え5億円以下の部分の金額	… 5 / 100	5億円を超過した部分の金額	… 4 / 100
3千万円以下の部分の金額	… 10 / 100														
3千万円を超え6千万円以下の部分の金額	… 9 / 100														
6千万円を超え1億円以下の部分の金額	… 8 / 100														
1億円を超え2億円以下の部分の金額	… 7 / 100														
2億円を超え3億円以下の部分の金額	… 6 / 100														
3億円を超え5億円以下の部分の金額	… 5 / 100														
5億円を超過した部分の金額	… 4 / 100														

(19) 災害ボランティアセンターの運用

(被災自治体と災害ボランティアセンターの設置・運営者と委託契約により実施)

救助の対象	○災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助の調整事務 対象組織：災害ボランティアセンターの設置・運営を行う、社会福祉協議会、NPO団体等 対象期間：災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間
救助の方法	○委託契約の締結 ・災害救助費負担金の国庫負担の対象となるためには、被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に調整事務を委託契約することが必要
費用の範囲	○調整事務を行う人員を確保するための経費 ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） 人件費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれかの少ない金額が対象 ・旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費） 旅費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協旅費規程に基づいて支払った旅費のうち、いずれかの少ない金額が対象 ○報奨金や謝金、資機材等の購入は対象外 ・がれき等の障害物除去のため、市町が災害救助費より購入した資機材等を社会福祉協議会等を通じてボランティアへ貸出しをすることは可能

4 災害救助事務参考様式（県関係）

- ・「災害救助法による救助の要請について」
市町長 → 知事
- ・「市町災害救助法適用意思確認」
危機対策課・県本部指令部 ⇔ 各地域局・方面本部 ⇔ 各市町
- ・「災害救助法適用決定通知」
危機対策課・県本部指令部 → 各地域局・方面本部 → 各市町
健康福祉部企画政策課
- ・「災害救助法による救助に関する事務の一部を市町長が行うことについて」
知事 → 市町長

〇〇〇第 号
年 月 日

静岡県知事 〇 〇 〇 〇 様

〇〇市(町)長 〇 〇 〇 〇

災害救助法による救助の要請について

このことについて、下記のとおり災害救助法施行令第1条第1項第〇号の規定に該当するため、災害救助法による救助を要請する。

記

<被害の状況>

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃に上陸した台風第〇〇号により、多数の者が生命又は身体に危険を受け、継続的な救助を必要としている。(又は受けるおそれが生じている。)

担当 〇〇市(町)災害対策本部 〇〇
電話

発信日時： 年 月 日 時 分

発信所属・担当者名：

危機対策課・県本部指令部⇔ 各地域局・方面本部 ⇔ 各市町

1 件名

市町災害救助法適用意思確認

2 内容

(例)

- ・〇年〇月〇日の〇〇により、県内市町に甚大な被害が予想される。
- ・災害救助法施行令第1条第1項第〇号の該当する可能性がある。
- ・管内市町へ災害救助法適用の意思確認のうえ、状況を回答されたい。
- ・適用意思の有無について、口頭で確認し本様式により回答すること。
また、災害救助法適用の意思がある場合は改めて別紙による申請の提出を求め、危機対策課・県本部指令部まで提出されたい。(申請例は別紙のとおり)

3 回答 (適用意思 あり：○ なし：× 連絡途絶：●)

地域	市町	適用意思	地域	市町	適用意思	地域	市町	適用意思
賀茂	下田市		中部	島田市		静岡	静岡市	
	東伊豆町			焼津市			葵区	
	河津町			藤枝市			駿河区	
	南伊豆町			牧之原市			清水区	
	松崎町			吉田町		浜松	浜松市	
	西伊豆町			川根本町			中央区	
東部	沼津市		西部	磐田市			浜名区	
	熱海市			掛川市		天竜区		
	三島市			袋井市				
	富士宮市			湖西市				
	伊東市			御前崎市				
	富士市			菊川市				
	御殿場市			森町				
	裾野市							
	伊豆市							
	伊豆の国市							
	函南町							
	清水町							
	長泉町							
	小山町							

<通信欄> (例)
連絡途絶等により意思を確認できない市町に対し、
県の判断により法適用を決定する場合がある。

発信日時： 年 月 日 時 分

発信所属・担当者名：

危機対策課・県本部指令部 → 各地域局・方面本部 → 各市町
健康福祉部企画政策課

1 件 名

災害救助法適用決定通知

2 内 容

○適用決定日時 月 日 時 分

○適用市町名 ○○○市（町）

○適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第○号

3 適用市町一覧

地域	市町	適用決定	地域	市町	適用決定	地域	市町	適用決定
賀茂	下田市		中部	島田市		静岡	静岡市	
	東伊豆町			焼津市			葵区	
	河津町			藤枝市			駿河区	
	南伊豆町			牧之原市			清水区	
	松崎町			吉田町		浜松	浜松市	
	西伊豆町			川根本町			中央区	
東部	沼津市		西部	磐田市			浜名区	
	熱海市			掛川市		天竜区		
	三島市			袋井市				
	富士宮市			湖西市				
	伊東市			御前崎市				
	富士市			菊川市				
	御殿場市			森町				
	裾野市							
	伊豆市							
	伊豆の国市							
	函南町							
	清水町							
	長泉町							
	小山町							

<通信欄>（例）
連絡途絶等により意思確認できていない市町においても、県の判断により、法の適用を決定した。

(例)

第 号
年 月 日

〇〇市町長

静岡県知事

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町長が行うことについて

年 月 日に発生した による災害において災害救助法による救助を実施するにあたり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

なお、被害の状況により下記2の期間では救助の適切な実施が困難な場合には、災害救助法施行令第3条第2項に基づき、内閣総理大臣と協議し期間を適宜延長する。

記

1 事務の内容	2 期間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
福祉サービスの提供	災害発生の日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内)
学用品の給与	教科書、教材は災害発生の日から1ヶ月以内 文房具、通学用品は災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内

担当
電話

5 通知「災害救助法による救助の実施について」

災害救助法による救助の実施について

昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号
各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知

改正 昭和 42 年 7 月 8 日 社施第 168 号
昭和 44 年 2 月 26 日 社施第 21 号
昭和 47 年 1 月 14 日 社施第 3 号
平成 9 年 6 月 30 日 社援保第 120 号
平成 12 年 3 月 31 日 社援第 867 号
平成 13 年 7 月 25 日 社援発第 1286 号
平成 31 年 3 月 25 日 府政防第 471 号
令和 3 年 3 月 31 日 府政防第 429 号
令和 6 年 7 月 11 日 府政防第 908 号
令和 7 年 11 月 14 日 府政防第 1433 号

今般「災害救助費負担金の国庫負担について」（平成 26 年 3 月 20 日府政防第 338 号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺漏のないようにされたく通知する。

第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。

1 災害の認定

（1）総則

ア 法の適用は、市町村（特別区を含む。）を単位として指定するものであること。

この場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区の区域を単位とすることができること。

イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定して差し支えないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ内閣府政策統括官（防災担当）に対し技術的助言を求められたいこと。

（2）令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第 254 条並びに同法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口によるものであること。

(3) 令第 1 条第 1 項第 3 号に定める災害

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成 25 年内閣府令第 68 号。以下「府令」という。）第 1 条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(4) 令第 1 条第 1 項第 4 号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ 府令第 2 条第 1 号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) M8.0 以上の南海トラフ地震発生後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

(ウ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 府令第 2 条第 2 号の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たり、その種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2) 被害の認定基準

ア 住家の被害

(ア) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも、とする。

(イ) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊、又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも、とする。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のもを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のもを中規模半壊とすること。

(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（以下「準半壊」という。）

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも、とする。

(エ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

イ 人的被害

(ア) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(イ) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

(ウ) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。

第2 情報提供に関する事項

法による救助を実施する必要がある災害が発生した場合は、その被害状況等について、次により内閣府政策統括官（防災担当）宛てに情報提供すること。

1 情報提供の種類とその内容

情報提供の種類とその内容は次のとおりとする。

(1) 発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると思われる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、発生情報の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調

エ 法適用（見込）市町村名及び年月日

オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

カ その他必要事項

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、速やかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとする。

ア 救助の種類別、実施状況

イ 災害救助費概算額調（様式1）

ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

2 情報提供の方法

情報提供の方法は次によること。

- (1) 発生情報は、災害の発生後可及的速やかに電話や電子メール又はファクシミリにより行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度速やかに情報提供すること。
- (2) 中間情報は、当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後速やかに電話、電子メール、ファクシミリ又は文書により行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに情報提供すること。
- (3) 決定情報は、救助の完了後速やかに文書により行うこと。

3 通信連絡体制の確保

災害時に通信網の途絶等により情報収集が遅れ応急救助の実施に円滑を欠く事例も見られるので、混乱の時ににおける有線電気通信設備等の優先利用について事前に関係機関と協議しておくこと。

また、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、日本赤十字社が保有する非常無線、警察無線、又はアマチュア無線通信等の活用を検討すること。

第3 市町村長に対する救助の委任

法第13条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。
- 3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても、災害が突発し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、速やかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第13条第2項の規定による補助として実施させるものであること。
- 4 救助の委任をした場合には、令第17条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第17条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

- 5 救助の委任をした場合は、法第30条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

第4 救助の応援に関する事項

都道府県知事又は救助実施市（法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。）（以下「都道府県等」という。）が行う救助について、他の都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が応援を行うときは、次によるものであること。

1 応援要請の手続

都道府県知事等は、救助の実施に関して他の都道府県知事等の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、協議の上、行うこと。ただし、緊急の場合には、口頭、電話、電子メール又はファクシミリ等によるものとし、事後において文書により処理すること。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (7) その他応援に関する必要な事項

2 応援派遣措置

- (1) 救助の応援について要請を受けた都道府県知事等は、直ちに応援隊の編成を行うとともに人員及び物件を整備し、指揮者を定め、応援を求めた都道府県に連絡して出発させること。
- (2) 応援隊の指揮は、原則としてその応援隊の長が行うこと。
- (3) 応援を受けた都道府県知事等は、他の都道府県等からの応援隊が到着した場合、その長に対して、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議して、職務の分担を明確にすること。

3 国への情報提供

都道府県知事等は、他の都道府県知事等に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事等の要請を受け応援隊を派遣するときは、1の例により内閣府政策統括官（防災担当）宛てに情報提供されたいこと。

4 費用の求償

法第20条第1項に基づき、応援に要した費用を求償する場合は、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類を添付して行うこと。

なお、求償の請求を受けた都道府県知事等が同条第2項に基づき、国に対して当該都道府県知事に代わって求償の請求を行った都道府県知事等に弁済するよう要請する場合には、次の事項を明らかにした文書をもって国に対する弁済の要請を行うこと。

- (1) 弁済を要請する事由
- (2) 法第20条第1項の規定により求償を行った都道府県等名
- (3) その他必要事項
- (4) 添付資料（求償の請求を行った都道府県等からの求償に係る書類）

5 応援の指示

法第14条の規定により、主任大臣が、他の都道府県知事に対して応援を行うことを指示した場合は2及び4の例により措置すること。

第5 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県等の規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、速やかに、その写しを内閣総理大臣宛てに提出すること。

2 備蓄物資の管理

法第26条第3号の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法第26条第3号の規定により事前に購入した給与品については、当該都道府県等の災害時の救助に重大な支障を来たさない範囲で、他の都道府県等の応援等に利用して差し支えないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書（様式2）により内閣総理大臣宛てに情報提供すること。

第6 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況（様式3-1）
- 2 避難所設置及び避難生活状況（様式3-2）
- 3 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式4-1①及び②）
- 4 応急仮設住宅台帳（賃貸型仮設住宅）（様式4-2）
- 5 炊き出し給与状況（様式5）
- 6 飲料水の供給簿（様式6）
- 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）
- 8 救護班活動状況（様式8）
- 9 病院診療所医療実施状況（様式9）
- 10 助産台帳（様式10）
- 11 被災者救出状況記録簿（様式11）
- 12 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置以外）（様式12-1）
- 13 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置）（様式12-2）
- 14 福祉避難所の設置状況（様式12-3）
- 15 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿（様式13-1）
- 16 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿（様式13-2）
- 17 生業資金貸付台帳（様式14）
- 18 学用品の給与状況（様式15）
- 19 埋葬台帳（様式16）
- 20 死体処理台帳（様式17）
- 21 障害物除去の状況（様式18）
- 22 おそれ段階における輸送記録簿（様式19①-1）
- 23 輸送記録簿（おそれ段階における輸送費を除く）（様式19①-2）
- 24 おそれ段階における賃金職員雇上台帳（様式19②-1）
- 25 賃金職員雇上台帳（おそれ段階における賃金職員雇上費を除く）（様式19②-2）
- 26 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式20）
- 27 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式21）
- 28 扶助金の支給状況（様式22）
- 29 損失補償の状況（様式23）
- 30 法第19条の補償費の状況（様式24）
- 31 救助事務費の状況（様式25①～⑫）

- ・救助事務費の状況（様式 25①）
- ・救助事務費調査票（様式 25②）
- ・救助事務費（時間外（休日，夜間含）勤務手当、旅費明細書）（様式 25③）
- ・救助事務費（救護班活動状況（総括表））（様式 25④）
- ・救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者））
（様式 25⑤）
- ・救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者））
（様式 25⑥）
- ・救助事務費（DMAT（DPAT）活動時間調査票）（様式 25⑦）
- ・救助事務費（福祉チーム活動状況（総括表））（様式 25⑧）
- ・救助事務費（福祉チーム活動状況（国の機関に準じる機関に勤務する者））
（様式 25⑨）
- ・救助事務費（福祉チーム活動状況（国の機関に準じる機関以外の勤務者））
（様式 25⑩）
- ・救助事務費（DWAT 活動時間調査票）（様式 25⑪）
- ・救助事務費明細書（その他費用）（様式 25⑫）

32 法第 20 条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第 7 関係通知の廃止に関する事項

昭和 34 年 8 月 13 日社発第 416 号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和 39 年度分に限り、同通知の第 6 によること。

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	避難者名簿 救助実施記録日計票 避難所用物資受払簿 避難所設置及び避難生活状況 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く) ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査) ・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前(原状復旧時に必要になる) ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) ・救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) ・住まいの確保状況調査(日々報告)
応急仮設住宅	様式4	応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	救助実施記録日計票 応急仮設住宅台帳 応急仮設住宅用地賃借契約書 応急仮設住宅使用賃借契約書 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・炊出し受払簿(日毎の給与数がかかるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査) ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	救助実施記録日計票 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 炊き出し給与状況 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊出し受払簿(日毎の給与数がかかるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査)
飲料水の供給	様式6	飲料水の供給簿	救助実施記録日計票 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 飲料水の供給簿 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	救助実施記録日計票 物資受払簿 物資の給与状況 物資購入関係支払証拠書類 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	・申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊・床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
医療	様式8	救護班活動状況	ア 救護班 (1) 救助実施記録日計票 (2) 医薬品衛生材料受払簿 (3) 救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1) 救助実施記録日計票 (2) 医薬品衛生材料受払簿 (3) 救護班活動状況(写) (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類
	様式9	病院診療所医療実施状況		
助産	様式10	助産台帳	ア 救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支払証拠書類 (注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
	様式11	被災者救出状況記録簿	[被災者の救出] ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支払証拠書類 [死体の搜索] ア 救助実施記録日計票 イ 搜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の搜索状況記録簿 エ 死体搜索関係支払証拠書類	略
福祉サービスの提供	様式12	福祉チームの活動状況 福祉避難所の設置状況	ア 福祉チームの活動状況 イ 福祉サービスの提供のための支払い証拠書類	略
	様式13	住宅応急修理記録簿	(ア) 救助実施記録日計票 (イ) 住宅の応急修理記録簿 (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類	① 応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ② リ災証明書 ③ 修理見積書 ④ 修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤ 応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥ 工事完了報告書 ⑦ 修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧ 支払いをした伝票の写し

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
生業に必要な資金の貸与	様式14	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。 ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	略
学用品の給与	様式15	学用品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	り災証明書、 学用品の支払い根拠資料（請求書、納品書等）
埋葬及び死体の処理	様式16 様式17	埋葬台帳 死体処理台帳	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式18	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、 り災証明書、 請求書・請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー) 請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料などが実績、 金額等が確認できる書類
輸送	様式19 ①	輸送記録簿		金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式19 ②	賃金職員雇上台帳		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料などが実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式20	(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 (2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職 ① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式21			略
従事命令関係	様式22	(3) 扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
従事命令関係	様式23	(4) 損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しななければならない。	略
委託費用の補償	様式24	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
救助事務費限度額					3,000,000

↑救助費総額を入力すること。

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

災害救助費概算額調
(災害名)

〇〇県〔市〕

種目別区分		員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費			円	円	
1 救助					
(1) おそれるお段階お避難設置	避難所	延人			
	福祉避難所	延人			
	ホテル・旅館等	延人			
	その他()	延人			
	計	延人			
(2) 避難所設置費	避難所	延人			
	福祉避難所	延人			
	ホテル・旅館等	延人			
	その他()	延人			
	計	延人			
(3) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	世帯			
	賃貸型応急住宅	世帯			
	応急修理期間中の仮設住宅の使用	世帯			
	計	世帯			
(4) 炊出し	その他による食品給与費	延人			
(5) 飲料	水供給費				
(6) 生活必需品の給(貸)与費	被服、寝具、その他	全壊(焼)流出	世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		
		計	世帯		
(7) 医療及び助産費	医療	延人			
	助産	延人			
	計	延人			
(8) 被災者の救出費		人			
(9) 福祉サービスの提供費					
(10) 住宅の被害拡大を防止する緊急措置費(ブルーシート展張費)	日刀又はホフケイによる肥工	世帯			
	建設団体企業等による施工	世帯			
	計	世帯			
(11) 日常生活に必要な部分の修理費(住宅の応急修理費)	半壊(焼)以上	世帯			
	準半壊	世帯			
	計	世帯			
(12) 生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(13) 学用品の給与	小学校児童	教科書	人		
		文房具等	人		
	中学校生徒	教科書	人		
		文房具等	人		
	高等学校等生徒	教科書	人		
	文房具等	人			
	計	人			
(14) 埋葬費	大	人	体		
	小	人	体		
	計		体		
(15) 死体の捜索費		体			
(16) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
	一時保存	体			
	検案	体			
	計	体			
(17) 障害物の除去費		世帯			
(18) おそれるお段階における輸送費					
(19) 輸送費					
(20) おそれるお段階における賃金職員等雇上費		人			
(21) 賃金職員等雇上費		人			
2 実費弁償		人			
3 扶助金		件			
4 損失補償		件			
5 法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費					
1 都道府県事務費					
2 市町村事務費					
3 法第20条第1項の求償に係る事務費					
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費					
(合計)					

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	$A - B = C$	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金現在高内訳 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額 (F - G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
		その他	円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

成急仮設住宅台帳(その2)

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分			着工戸数	完成戸数	集会施設 集会所	着工日	完成 予定日	着工 公表日	リース 購入 の別	積込総額(円) (リースの場合は 解体費用等含む)	概算額 うち、基金施設 (仮設費、P/Fは 概算費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)	民有地等増地料 (年額(円))	自治体名		〇〇県(市)		
			構造	基礎	仕様												敷地	完成日	入居日	世帯数	入居 人数
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイルト板	コンクリート板	手摺り、スロープ	公有地	50	50	1	〇月〇日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月〇日	48	144	
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民有地(借賃)	20	20	1	〇月〇日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月〇日	19	38		
	3																				
	4																				
	5																				
		計																			
	1																				
	2																				
	3																				
	4																				
	5																				
		計																			
	1																				
	2																				
	3																				
	4																				
	5																				
		計																			
		合計																			

(注)1 「地区・住宅(団地)名」欄は、成急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「コンクリート板」、「プレキャストコンクリート住宅」等の別を記入すること。
 3 「基礎区分」欄は、「布基礎」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」(住宅等)の別を記入すること。
 4 「仕様等」欄は、「福祉施設住宅やバリアフリー住宅等」、有無の別を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無の別を記入すること。
 6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、団地別に建設した集会施設に要した総額(リース又は購入)を記入すること。
 9 「リース購入の別」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して算出した金額を記入すること。
 11 「うち、集金施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
 12 「民有地等増地料(年額)」欄は、成急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
 13 「入居日」欄は、成急仮設住宅の竣工の日を記入すること。
 14 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に成急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。
 15 「竣工日」欄は、成急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。本様式とともに、成急仮設住宅に係る「位置図」、「配管図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳						市町村名	実支出額	備考				
					教科書		その他学用品(水に浸かったら使用不能なもの等)										
					国語	算数	理科	社会	その他	サインペン				ノート	スケッチブック	半紙、フェルト	その他
小学校																	
中学校																	
高校																	

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

埋葬台帳

		市町村名								
死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間	市町村名		除去に要すべき状態の概要	備考
			実支出額			
		月 日 ~ 月 日	円			
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

おそれ段階における輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					市町村名		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円					円		円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

輸送記録簿(おそれ段階における輸送費を除く)

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					市町村名		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円					円		円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

おそれ段階における賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部署		担当者名		電話番号									
従事した救助 例)応急修理 窓口対応	氏名 〇〇〇〇	雇上期間 R1.10.1から R1.11.30まで	日数 61	日当		時間外勤務手当 時間	単価	手当	移動旅費	支給額	備考	時間外勤務手当			
				単価	合計							合計	合計		
				9,300	567,300	40	1,300	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当	52,000			
計	〇人														

(実費弁償)
様式20

(1) 令第4条第1号から第5号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額			算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当		
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円		
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士 ・管理栄養士 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・臨床工学技士 ・救急救命士 ・言語聴覚士 ・歯科衛生士又は 歯科技工士 ・保育士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・精神保健福祉士 ・相談支援専門員 又は 公認心理師 					円	円	円		
<ul style="list-style-type: none"> ・木工技術者 ・建築技術者 									
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はとひ職 									
計									

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 令第4条第6号から第11号までに規定する者の従事状況

業種	業者数		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
	数	実人員	延人員	人				
土木又は建築業者及びこれらの者の従業者		人		人			円	
鉄道事業者及びその従業者								
軌道経営者及びその従業者								
自動車運送事業者及びその従業者								
船舶運送業者及びその従業者								
港湾運送業者及びその従業者								
計								

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式23

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

救助事務費の状況

自治体名

費 目	実 支 出 額	備 考
	円	
職 員 手 当		
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限る。災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
具体的な内容		金額	備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間	様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間	様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間	様式25④ 救護班活動状況(総括表)、 様式25⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式25⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式25⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	福祉サービスの提供	時間	様式25⑧ 福祉チーム活動状況(総括表)、 様式25⑨ 同(国の機関に準じる機関に勤務する者) 様式25⑩ 同(国の機関に準じる機関以外の勤務者) 様式25⑪ DWAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間	様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費			0	
内訳	避難所の設置・運営		様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送		様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給		様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療		様式25④ 救護班活動状況(総括表)、 様式25⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式25⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式25⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	福祉サービスの提供		様式25⑧ 福祉チーム活動状況(総括表)、 様式25⑨ 同(国の機関に準じる機関に勤務する者) 様式25⑩ 同(国の機関に準じる機関以外の勤務者) 様式25⑪ DWAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他		様式25③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費			0	
内訳	医療		様式25④ 救護班活動状況(総括表)、 様式25⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式25⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	福祉サービスの提供		様式25⑧ 福祉チーム活動状況(総括表)、 様式25⑨ 同(国の機関に準じる機関に勤務する者) 様式25⑩ 同(国の機関に準じる機関以外の勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他		様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費			0	
内訳	医療		様式25④ 救護班活動状況(総括表)、 様式25⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式25⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	福祉サービスの提供		様式25⑧ 福祉チーム活動状況(総括表)、 様式25⑨ 同(国の機関に準じる機関に勤務する者) 様式25⑩ 同(国の機関に準じる機関以外の勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費			0	
内訳	医療		様式25④ 救護班活動状況(総括表)、 様式25⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式25⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	福祉サービスの提供		様式25⑧ 福祉チーム活動状況(総括表)、 様式25⑨ 同(国の機関に準じる機関に勤務する者) 様式25⑩ 同(国の機関に準じる機関以外の勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料			様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費			様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。			様式25⑫ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合計			0	

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬割費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式25 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬割費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 応急救助の賃金雇上

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)賃金職員雇上費			0	
・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
合計			0	※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式19② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。

救助事務費(DMAT(DPAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：	氏名：								
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考	
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
合計			0:00	0	0	0	0		

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 福祉サービスの提供

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア) 消耗機材費等			0	※既費に計上
- 消耗機材費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 建物の使用謝金			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 器物の使用謝金、借上費、購入費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 光熱水費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 仮設便所等の設置費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ) 職員手当			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
- 時間外勤務手当			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
(ウ) 旅費等			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
- 旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
(エ) 需用費			0	※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
- 消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
- 食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 福祉サービスの提供」の合計額は「様式12 福祉チームの活動状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式25 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

救助事務費(DWAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：	氏名：								
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考	
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
合計			0:00	0	0	0	0		

6 災害救助法関連法令等

(1) 災害救助法

○災害救助法

(昭和二十二年十月十八日)

(法律第百十八号)

災害救助法をここに公布する。

災害救助法

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の三）
- 第二章 救助（第三条—第十七条）
- 第三章 費用（第十八条—第三十条）
- 第四章 雑則（第三十一条・第三十一条の二）
- 第五章 罰則（第三十二条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

(救助実施市の長による救助の実施)

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあつては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(都道府県知事による連絡調整)

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第二章 救助

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 福祉サービスの提供
- 七 被災した住宅の応急修理

八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

九 学用品の給与

十 埋葬

十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

- 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
- 3 前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。
- 4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- 5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。
（協力命令）

第八条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

- 2 都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体（災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。）を救助に関する業務に協力させることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定による協力命令を受けた登録被災者援護協力団体が、正当な理由がなく当該協力命令に従わなかった場合には、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 4 第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。
（都道府県知事等の収用等）

第九条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。
（都道府県知事等の立入検査等）

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。
（通信設備の優先使用权）

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村（いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律

第九十六号) 第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条第一項又は第二項の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第十六条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務
- 二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 三 第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
- 四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

第三章 費用

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

2 第七条第五項又は第八条第四項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条第一項若しくは第二項の規定による協力命令によって救助に関

する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

- 3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県等は、その都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県等が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

- 2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

- 3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

- 4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
- 二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
- 三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

(災害救助基金)

第二十二條 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三條 災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

一 都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。） 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十四條 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五條 第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六條 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七條 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

(都道府県知事による情報提供)

第三十一条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

(登録被災者援護協力団体による情報提供)

第三十一条の二 登録被災者援護協力団体は、第八条第二項の規定により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者
- 二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかった者

第三十三条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十四条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

① この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

～以下、省略～

6 災害救助法関連法令等

(2) 災害救助法施行令

○災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日)

(政令第二百二十五号)

災害救助法施行令をここに公布する。

災害救助法施行令

(災害の程度)

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十一号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の搜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士
- 三 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者
- 四 土木技術者又は建築技術者
- 五 大工、左官又はとび職
- 六 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 七 鉄道事業者及びその従業者
- 八 軌道経営者及びその従業者
- 九 自動車運送事業者及びその従業者
- 十 船舶運送業者及びその従業者
- 十一 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項及び第八条第四項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

(都道府県知事等が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事等が管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

- 一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因で

ある事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事等が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事等が定める額とする。

三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事等が定める額

（療養扶助金）

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（休業扶助金）

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

（障害扶助金）

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十
- 二 第二級 千百九十
- 三 第三級 千五十

- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十一級 二百
- 十二 第十二級 百四十
- 十三 第十三級 九十
- 十四 第十四級 五十

- 4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。
- 5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。
 - 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級
- 6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。
- 7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事等に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととするときは、災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村等の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村等の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務(法第七条から第十条までに規定する事務に限る。)の一部を災害発生市町村等の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村等の長に関する規定として災害発生市町村等の長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 この政令の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 前条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県等が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額の五分之一に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県等が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県等が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附 則 抄

① この政令は、公布の日から、これを施行する。

② 昭和十年勅令第二十号（罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令）は、これを廃止する。

～以下、省略～

6 災害救助法関連法令等

(3) 内閣府告示

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮

設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 法第二条第二項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十條の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

イ 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため

に支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができるとする現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであ

ること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	二百三十三円	二千六百円	三千七百八十円	四千二百六十円	五千五百八十円	八千五百円
冬季	三千七百三十円	四千五百三十円	六万六千六百円	七万九千七百九十円	八万九千三百九十円	一万二千三百九十円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百三十円	一万三千六百円	二万五千五百円	二万九千九百円
冬季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百三十円	一万三千六百円	二万五千五百円	二万九千九百円

冬季	円	円	円	円	円
百円七	千円四	円千九百	円千六百	円千八百	三千九百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

診療

(1) 薬剤又は治療材料の支給

(2) 処置、手術その他の治療及び施術

(3) 病院又は診療所への収容

(4) 看護

(5) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した

薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出すること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(福祉サービスの提供)

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものであること。

二 都道府県知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。)又は災害発生市町村等(法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ホ 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第八条 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生

の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第九条 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第十条 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円
 - (2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円
 - (3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円
- 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならぬこと。

(埋葬)

第十一条 法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万七千七百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

(死体の搜索及び処理)

第十二条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

(災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害

物が運びこまれていたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 福祉サービスの提供

ホ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ヘ 死体の搜索

ト 死体の処理

チ 救済用物資の整理配分

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十五条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、

当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第五号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに定めるところにより行うこととする。

(救助事務費)

第十六条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費

及び修繕料をいう。)

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十四条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び前条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。

前 文〔抄〕(平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号)

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号)

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号)

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号)

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号)

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号)

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕(令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号)

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕(令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号)

令和三年五月二十日から適用する。

前 文〔抄〕(令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号)

公布の日から施行する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和六年八月一日内閣府告示第二百二号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年七月九日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年三月三十一日内閣府告示第四十二号）
令和七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年六月二十四日内閣府告示第一百一号）
災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）
の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

6 災害救助法関連法令等

(4) 災害救助法施行細則

○災害救助法施行細則

昭和38年4月23日

規則第25号

災害救助法施行細則をここに制定する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則（昭和22年静岡県規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成12年規則60号〕）

第2条及び第3条 削除

（〔平成12年規則60号〕）

（救助の程度等）

第4条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、知事が別に定めて告示する。

（一部改正〔昭和40年規則43号・平成6年1号・12年60号・13年3号・25年73号〕）

（実費弁償）

第5条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定めて告示する。

（一部改正〔平成6年規則1号・13年3号・25年73号〕）

（繰替支弁金の請求）

第6条 法第30条の規定により市町が救助の実施に要する費用を一時繰替支弁したときは、別に定める様式に関係書類を添付して知事に請求するものとする。

（一部改正〔昭和40年規則43号・平成12年60号・19年1号・25年73号・31年3号〕）

（書類の様式）

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第3条の規定による損失補償請求書 様式第1号
- (2) 省令第4条第2項の規定による届出書 様式第2号
- (3) 省令第5条の規定による実費弁償請求書 様式第3号
- (4) 省令第6条の規定による扶助金支給申請書 様式第4号
- (5) 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定による証票 様式第5号

（一部改正〔昭和40年規則43号・平成12年60号・25年73号〕）

（請求の経由）

第8条 この規則の規定に基づき市町が知事に対して行う請求は、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第20条第2項の規定により当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

（全部改正〔平成10年規則29号〕、一部改正〔平成12年規則60号・19年1号・29号・22年18号〕）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年8月28日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年6月16日から適用する。

附 則（昭和40年7月20日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年5月30日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月13日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和43年7月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月19日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年10月20日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月26日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月25日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月19日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年10月29日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月30日規則第28号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月23日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年1月12日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月22日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年7月27日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年8月19日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月4日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月31日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年8月29日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第1の規定は、昭和58年8月1日から適用する。

附 則（昭和59年10月15日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年2月7日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月27日規則第12号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年8月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年9月16日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年9月29日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年10月11日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年9月17日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年12月22日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年2月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月10日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第29号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第60号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の災害救助法施行細則様式第2号により提出されている届出書は、改正後の災害救助法施行細則様式第2号により提出された届出書とみなす。

附 則（平成13年1月5日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の災害救助法施行細則様式第4号により提出されている申請書は、改正後の災害救助法施行細則様式第4号により提出された申請書とみなす。

附 則（平成19年3月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（抄）

（災害救助法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第11条 この規則の施行の際現に交付されている前条の規定による改正前の災害救助法施行細則様式第5号による証票は、同条の規定による改正後の災害救助法施行細則様式第5号による証票とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け公用令書第 号による損失補償として、次のとおり請求しま
す。

- 1 請求額 円
- 2 請求理由
- 3 添付書類
 - (1) 損失補償額算出明細書
 - (2) 受領調書の写し

様式第2号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

災害救助の実施に従事できない届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け公用令書第 号により従事命令を受けましたが、次の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、届け出ます。

1 従事できない理由

2 添付書類

(注) 従事できない理由により、次の書類を添付すること。

(1) 負傷又は病気による場合は、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない場合は、市町長又は警察官の証明書

様式第3号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

職 業

年 月 日付け公用令書第 号により救助に従事した実費弁償として、次の
とおり請求します。

- 1 請 求 額 円
内訳 別紙明細書のとおり
- 2 従事した業務
- 3 従事した期間
- 4 従事した場所

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

災害救助法による
 療 養
 休 業
 障 害
 遺 族
 葬 祭
 打 切
 扶助金支給申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷し、病気にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、病気にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、病気又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、病気にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあつた主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

(注) 添付書類

- (1) 療養扶助金申請書には、医師の診断書及び療養費の請求書又は領収書
- (2) 休業扶助金申請書には、給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (3) 障害扶助金申請書には、身体障害の程度及び療養の経過を詳細に記載した医師の診断書
- (4) 遺族扶助金又は葬祭扶助金の申請書には、医師の死亡診断書及び戸籍謄本その他の死亡者との関係を証明する書類
- (5) 打切扶助金申請書には、療養経過、症状、治癒見込期間等の医師の意見書

様式第5号(第7条関係)(用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル)

表

(4)

注 意
1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票の有効期間は 年 月 日までとする。
3 この証票は、有効期間が経過したとき又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

(1)

身 分 証 明 書

裏

(2)

第 号
所 属
職 名 氏 名
災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証する。
年 月 日交付
静岡県知事 氏 名 ㊟

(3)

災 害 救 助 法 抜 粋
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔昭和51年規則28号・平成2年39号・6年5号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔昭和51年規則28号・平成2年39号・6年5号・12年60号・19年1号・令和元年4号〕）

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔昭和51年規則28号・平成2年39号・6年5号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔昭和51年規則28号・平成2年39号・6年5号・13年3号・25年73号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第5号（第7条関係）（用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル）

（一部改正〔昭和51年規則28号・平成2年39号・19年13号・25年73号・31年3号〕）

災害救助法施行細則による救助の程度等

制 定	平成 6 年 2 月 15 日	告示第 117 号
改 正	平成 6 年 8 月 5 日	告示第 576 号
	平成 7 年 9 月 18 日	告示第 683 号
	平成 9 年 10 月 28 日	告示第 907 号
	平成 10 年 12 月 11 日	告示第 1035 号
	平成 11 年 11 月 12 日	告示第 913 号
	平成 13 年 3 月 23 日	告示第 281 号
	平成 14 年 6 月 11 日	告示第 540 号
	平成 15 年 5 月 23 日	告示第 555 号
	平成 16 年 4 月 13 日	告示第 1563 号
	平成 17 年 5 月 2 日	告示第 701 号
	平成 18 年 4 月 25 日	告示第 540 号
	平成 21 年 12 月 22 日	告示第 1000 号
	平成 22 年 9 月 14 日	告示第 629 号
	平成 24 年 7 月 6 日	告示第 597 号
	平成 25 年 12 月 27 日	告示第 942 号
	平成 26 年 4 月 8 日	告示第 384 号
	平成 26 年 6 月 20 日	告示第 507 号
	平成 27 年 1 月 16 日	告示第 20 号
	平成 27 年 6 月 30 日	告示第 593 号
	平成 28 年 7 月 5 日	告示第 735 号
	平成 29 年 2 月 7 日	告示第 58 号
	平成 29 年 9 月 1 日	告示第 650 号
	平成 30 年 2 月 27 日	告示第 109 号
	平成 30 年 6 月 12 日	告示第 455 号
	平成 31 年 3 月 5 日	告示第 150 号
	令和元年 12 月 10 日	告示第 418 号
	令和 2 年 1 月 7 日	告示第 1 号
	令和 2 年 3 月 10 日	告示第 153 号
	令和 3 年 3 月 16 日	告示第 199 号
	令和 3 年 7 月 9 日	告示第 612 号
	令和 4 年 2 月 25 日	告示第 130 号
令和 4 年 5 月 24 日	告示第 31 号	
令和 5 年 2 月 28 日	告示第 98 号	
令和 5 年 5 月 12 日	告示第 330 号	
令和 5 年 8 月 4 日	告示第 477 号	
令和 6 年 3 月 5 日	告示第 151 号	
令和 6 年 9 月 10 日	告示第 595 号	
令和 7 年 1 月 17 日	告示第 12 号	
令和 7 年 12 月 5 日	告示第 759 号	
令和 7 年 12 月 9 日	告示第 765 号	
令和 8 年 3 月 10 日	告示第 705 号	

災害救助法施行細則（昭和 38 年静岡県規則第 25 号）第 4 条及び第 5 条により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項を、次のように定める。

1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

- (7) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (4) 避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (9) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人1日当たり360円以内とする。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(4)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (4) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(7) 建設型応急住宅

- a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。
- b 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。
- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）

を建設型応急住宅として設置できる。

e 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期間内（最高 2 年以内）とする。

g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(4) 賃貸型応急住宅

a 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(7)の b に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(7)の f と同様の期間とする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(7) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

(4) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(7) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,390 円以内とする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

イ 飲料水の供給

(7) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(4) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

(7) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）

ア 生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(7) 被服、寝具及び身の回り品

- (イ) 日用品
- (ロ) 炊事用具及び食器
- (ハ) 光熱材料

ウ 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	20,300 円	26,100 円	38,700 円	46,200 円	58,500 円	8,500 円
冬季	33,700 円	43,500 円	60,600 円	70,900 円	89,300 円	12,300 円

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	2,900 円
冬季	10,700 円	14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	3,900 円

エ 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 医療及び助産

ア 医療

- (7) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (イ) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。
- (ロ) 医療は、次の範囲内において行うものとする。
 - a 診療
 - b 薬剤又は治療材料の支給
 - c 処置、手術その他の治療及び施術
 - d 病院又は診療所への収容
 - e 看護

- (e) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
- (f) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産

- (ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- (イ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。
 - a 分べんの介助
 - b 分べん前及び分べん後の処置
 - c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。
- (エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

(5) 被災者の救出

- ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。
- イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費として当該地域における通常の実費とする。
- ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

(6) 福祉サービスの提供

- ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
- イ 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第 3 条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町等（法第 11 条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。
- ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。
 - (ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - (イ) 災害時要配慮者からの相談対応
 - (ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - (エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - (オ) 福祉避難所の設置（法第 2 条第 2 項に基づき設置する場合を除く。）
- エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、ウの(ア)から(エ)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ウの(オ)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(7) 被災した住宅の応急修理

- ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (7) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
- (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。
- (ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- (7) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
- a bに掲げる世帯以外の世帯 739,000円
- b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
- (ウ) 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。
- (エ) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。
- (8) 生業に必要な資金の貸与
- ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- ウ 生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費1件当たり30,000円以内、就職支度費1件当たり15,000円以内とする。
- エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。
- (7) 貸与期間 2年以内
- (イ) 利子 無利子
- カ 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図るものとする。
- (9) 学用品の給与
- ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等

教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(7) 教科書、(イ) 文房具、(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(7) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童1人当たり 5,500円

中学校生徒1人当たり 5,800円

高等学校生徒1人当たり 6,300円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(10) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。

(7) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(11) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(12) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

(7) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(9) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(7) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。

(4) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,900円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。

(9) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(14) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 福祉サービスの提供

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(カ) 死体の捜索

(キ) 死体の処理

(ク) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第5号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職 種	日 当 (1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅 費
医師及び歯科医師	23,300円以内	勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125(当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬剤師	17,900円以内		
栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士	17,900円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	16,300円以内		
救急救命士	15,700円以内		
保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者	16,900円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,900円以内		
大 工	32,900円以内		
左 官	29,900円以内		
と び 職	29,900円以内		

(2) 令第4条第6号から第11号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

(3) 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、1に定めるところにより行うものとする。

3 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲

救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において救助事務費に支出できる費用

各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については100分の4

(3) 救助事務費以外の費用の額

(2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1の(1)から(3)までに規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要し

た費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月5日告示第576号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月18日告示第683号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年10月28日告示第907号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年12月11日告示第1035号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年11月12日告示第913号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月23日告示第281号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年6月11日告示第540号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年5月23日告示第555号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月13日告示第1563号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月2日告示第701号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月25日告示第540号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月22日告示第1000号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月14日告示第629号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月6日告示第597号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成24年4月6日から適用する。

附 則（平成25年12月27日告示第942号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年4月8日告示第384号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日告示第507号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月16日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年6月30日告示第593号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月5日告示第735号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の1の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月7日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年9月1日告示第650号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月27日告示第109号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年6月12日告示第455号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月5日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年12月10日告示第418号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年1月7日告示第1号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年8月28日から適用する。

附 則（令和2年3月10日告示第153号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第199号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年7月9日告示第612号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日告示第130号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年5月24日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月28日告示第98号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年5月12日告示第330号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年8月4日告示第477号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月5日告示第151号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年9月10日告示第595号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和6年7月9日から適用する。

附 則（令和7年1月17日告示第12号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年12月5日告示第759号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月9日告示第765号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和7年7月1日から適用する。

附 則（令和8年3月10日告示第705号）

この告示は、公示の日から施行する。

(6) 応急救助事務等の担当一覧表 (令和8年1月時点)

【県担当課】

各救助の種類について、県の担当一覧を以下に示す。

ただし、救助事務全体の所管は健康福祉部企画政策課である。

救助の種類		県担当	電話番号	Eメールアドレス
避難所の設置		危機情報課	054-221-2644	boujou@pref.shizuoka.lg.jp
応急仮設住宅の供与	建設型 応急住宅	住まいづくり課 (企画班)	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
	賃貸型 応急住宅	住まいづくり課 (宅地建物班)	054-221-3077	
炊出しその他による食品の給与		経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
飲料水の供給		水資源課	054-221-2420	mizu_shigen@pref.shizuoka.lg.jp
		経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
医療		地域医療課	054-221-2406	chiikiiryuu@pref.shizuoka.lg.jp
		薬事課	054-221-2410	yakuji@pref.shizuoka.lg.jp
助産		地域医療課	054-221-2406	chiikiiryuu@pref.shizuoka.lg.jp
		こども未来課	054-221-3309	kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
被災者の救出		危機対策課	054-221-3601	saitai@pref.shizuoka.lg.jp
福祉サービスの提供				
(福祉避難所)		企画政策課	054-221-3357	kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
(DWA T)		福祉長寿政策課	054-221-2844	fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp
(保健師・栄養士)		健康増進課	054-221-2433	kenzou@pref.shizuoka.lg.jp
(メンタルヘルスケアチーム)		障害福祉課	054-221-2920	seisin@pref.shizuoka.lg.jp
被災した住宅の応急修理		住まいづくり課	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
学用品の給与		私学振興課	054-221-3346	shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp
		義務教育課	054-221-3140	kyoui_gimu@pref.shizuoka.lg.jp
埋葬		衛生課	054-221-2448	eisei@pref.shizuoka.lg.jp
死体の捜索		危機対策課	054-221-3601	saitai@pref.shizuoka.lg.jp
死体の処理		危機政策課	054-221-2456	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
障害物の除去		住まいづくり課	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
災害ボランティアセンターの設置・運営		福祉長寿政策課	054-221-2844	fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp

【市町担当課】

番号	市 町	担当課	電話番号	F A X 番号	E メールアドレス	備考
1	下田市	防災安全課	0558-36-4145	0558-27-1007	bousai@city.shimoda.lg.jp	適用まで
		福祉事務所	0558-22-2216	0558-22-3910	fukushi@city.shimoda.lg.jp	適用後
2	東伊豆町	防災課	0557-95-1103	0557-95-0122	bousai@town.higashiizu.lg.jp	適用まで
		住民福祉課	0557-95-6204	0557-95-5691	fukushi@town.higashiizu.lg.jp	適用後
3	河津町	防災課	0558-34-1112	0558-34-0099	bousai@town.kawazu.lg.jp	適用まで
		福祉介護課	0558-36-3232	0558-34-1811	fukushi@town.kawazu.lg.jp	適用後
4	南伊豆町	防災課	0558-62-6211	0558-62-1119	bousai@town.minamiizu.lg.jp	適用まで
		福祉介護課	0558-62-6233	0558-62-2493	fukukai@town.minamiizu.lg.jp	適用後
5	松崎町	総務課	0558-42-3963	0558-42-3183	soumu@town.matsuzaki.lg.jp	適用まで
		健康福祉課	0558-42-3966	0558-42-3184	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp	適用後
6	西伊豆町	防災課	0558-52-1965	0558-52-1906	bousai@town.nishiizu.lg.jp	適用まで
		健康福祉課	0558-52-1961	0558-52-5750	fukushi@town.nishiizu.lg.jp	適用後
7	熱海市	危機管理課	0557-86-6441	0557-86-6446	kikikanri@city.atami.lg.jp	適用まで
		長寿介護課	0557-86-6323	0557-86-6264	chojusomu@city.atami.lg.jp	適用後
8	伊東市	危機対策課	0557-32-1362	0557-36-8260	kikitaisaku@city.ito.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0557-32-1531	0557-36-0775	syakai@city.ito.lg.jp	適用後
9	沼津市	危機管理課	055-934-4758	055-934-0027	kikikanri@city.numazu.lg.jp	適用まで
		福祉企画課	055-934-4824	055-934-2631	fukushi-ki@city.numazu.lg.jp	適用後
10	三島市	危機管理課	055-983-2650	055-981-7720	kiki@city.mishima.shizuoka.jp	適用まで
		福祉総務課	055-983-2610	055-976-5555	hukusou@city.mishima.shizuoka.jp	適用後
11	裾野市	危機管理課	055-995-1817	055-992-4447	bousai@city.susono.shizuoka.jp	適用まで
		総合福祉課	055-995-1819	055-992-3681	fukushi@city.susono.shizuoka.jp	適用後
12	伊豆市	危機管理課	0558-72-9867	0558-72-6588	bousai@city.izu.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0558-72-9862	0558-72-8638	syakai@city.izu.lg.jp	適用後
13	伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	055-948-1169	kiki@city.izunokuni.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0558-76-8036	0558-76-8029	fukusi@city.izunokuni.lg.jp	適用後
14	函南町	地域安全課	055-979-8102	055-978-1197	anzen@town.kannami.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	055-979-8170	055-979-8143	fukushi@town.kannami.shizuoka.jp	適用後
15	清水町	くらし安全課	055-981-8205	055-973-1711	bousaitaisaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	適用まで
		福祉介護課	055-981-8207	055-973-1959	chiikihukushi@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	適用後
16	長泉町	地域防災課	055-989-5505	055-989-5656	bousai@town.nagaizumi.lg.jp	適用まで
		福祉保険課	055-989-5512	055-989-5515	fukushi@town.nagaizumi.lg.jp	適用後
17	御殿場市	危機管理課	0550-82-4370	0550-83-9739	bosai@city.gotemba.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0550-82-4136	0550-84-1046	fukushi@city.gotemba.lg.jp	適用後
18	小山町	危機管理局	0550-76-5715	0550-76-5910	bousai@town.shizuoka-oyama.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0550-76-6661	0550-76-4770	fukushi@town.shizuoka-oyama.lg.jp	適用後
19	富士宮市	危機管理局	0544-22-1319	0544-22-1239	bosai@city.fujinomiya.lg.jp	適用まで
		福祉企画課	0544-22-1457	0544-22-1277	fukushi@city.fujinomiya.lg.jp	適用後
20	富士市	防災危機管理課	0545-55-2936	0545-51-2040	bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp	適用まで
		福祉総務課	0545-55-2840	0545-52-2290	fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp	適用後
21	静岡市	危機管理課	054-221-1012	054-251-5783	kikikanri@city.shizuoka.lg.jp	適用まで
		市民自治推進課	054-221-1265	054-221-1538	shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp	適用後
22	島田市	危機管理課	0547-36-7320	0547-35-6000	kikikanri@city.shimada.lg.jp	適用まで
		地域福祉課	0547-36-7407	0547-37-0235	chiiki-fukushi@city.shimada.lg.jp	適用後
23	焼津市	防災計画課	054-625-0128	054-625-0132	bousaikeikaku@city.yaizu.lg.jp	適用まで
		地域福祉課	054-631-5530	054-626-2189	fukushi@city.yaizu.lg.jp	適用後
24	藤枝市	大規模災害対策課	054-643-3119	054-645-3050	saigai@city.fujieda.lg.jp	適用まで
		福祉政策課	054-643-3148	054-644-2941	fukusi@city.fujieda.lg.jp	適用後
25	牧之原市	危機管理課	0548-23-0056	0548-23-0049	kikikanri@city.makinohara.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0548-23-0070	0548-23-0099	fukushi@city.makinohara.lg.jp	適用後
26	吉田町	防災課	0548-33-2164	0548-32-6121	bousai@town.yoshida.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0548-33-2104	0548-33-0361	fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp	適用後
27	川根本町	危機管理課	0547-56-2237	0547-56-2235	kiki@town.kawanehon.lg.jp	適用まで
		健康福祉課	0547-56-2224	0547-56-1117	kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp	適用後

番号	市 町	担当課	電話番号	F A X 番号	E メールアドレス	備考
28	浜松市	危機管理課	053-457-2537	053-457-2530	bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp	適用まで
		福祉総務課	053-457-2326	050-3730-5988	fukushisomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp	適用後
29	磐田市	危機管理課	0538-37-2114	0538-32-0177	kiki@city.iwata.lg.jp	適用まで
		福祉政策課	0538-37-4814	0538-37-6495	shakaifukushi@city.iwata.lg.jp	適用後
30	掛川市	危機管理課	0537-21-1131	0537-21-1168	kotu-bosai@city.kakegawa.lg.jp	適用まで
		福祉課	0537-21-1215	0537-21-1163	fukusi@city.kakegawa.lg.jp	適用後
31	袋井市	危機管理課	0538-86-3701	0538-86-5522	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp	適用まで
		しあわせ推進課	0538-44-3121	0538-43-6285	shiwase@city.fukuroi.lg.jp	適用後
32	湖西市	危機管理課	053-576-4538	053-576-2315	kikikanri@city.kosai.lg.jp	適用まで
		地域福祉課	053-576-4873	053-576-1220	chifuku@city.kosai.lg.jp	適用後
33	御前崎市	危機管理課	0537-85-1119	0537-85-1143	kikikanri@city.omaezaki.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0537-85-1121	0537-85-1144	fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp	適用後
34	菊川市	危機管理課	0537-35-0923	0537-35-2200	kikikanri@city.kikugawa.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0537-37-1123	0537-37-1255	fukushi@city.kikugawa.lg.jp	適用後
35	森町	危機管理課	0538-85-6302	0538-85-5259	bousai@town.shizuoka-mori.lg.jp	適用まで
		福祉課	0538-85-1800	0538-86-6301	fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp	適用後

【県健康福祉センター等】

番号	所属名	課名	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス	備考
1	賀茂健康福祉センター (賀茂方面本部)	総務課	0558-24-2032	0558-24-2159	kfkamo-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-101-2032	5(8)-101-6131		防災無線
2	熱海健康福祉センター (東部方面本部)	総務 福祉課	0557-82-9106	0557-82-9131	kfatami-soumufukushi@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-102-6121	5(8)-102-6131		防災無線
3	東部健康福祉センター (東部方面本部)	総務課	055-920-2073	055-920-2191	kftoubu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-103-6121	5(8)-103-6131		防災無線
4	御殿場健康福祉センター (東部方面本部)	福祉課 (福祉班)	0550-82-6687	0550-82-4345	kfgotenba-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-123-1101	5(8)-123-8002		防災無線
5	富士健康福祉センター (東部方面本部)	総務課	0545-65-2603	0545-65-2288	kffuji-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-104-2603	5(8)-104-2288		防災無線
6	中部健康福祉センター (中部方面本部)	総務課	054-644-9267	054-644-4471/9229	kfchuubu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-106-6121	5(8)-106-6131		防災無線
7	西部健康福祉センター (西部方面本部)	総務課	0538-37-2243	0538-37-2241	kfseibu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-107-6121	5(8)-107-6131		防災無線
8	健康福祉部政策管理局 (本部・災害救助チーム)	企画 政策課	054-221-3357	054-221-3264	kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-100-3357	5(8)-100-6043		防災無線

【国】

国担当機関	課 名	電話番号
内閣府	政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付	03-3503-9394(直通)

Ⅱ 関連諸制度

1 被災者生活再建支援制度等

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 制度及び根拠

国	被災者生活再建支援制度 ・被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号） ・被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）
県	被災者自立生活再建支援事業 ・静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）第 22 条 ・被災者自立生活再建支援補助金交付要綱（平成 11 年静岡県告示第 914 号）

イ 制度の目的、内容

区分	被災者生活再建支援制度 (国制度)	被災者自立生活再建支援制度 (県制度)
目的	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。	自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住する者に対し、生活の再建を支援するため、県が補助金を交付する。
対象災害	(1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号適用災害 (2) 1 市町 10 世帯以上の全壊災害 (3) 1 都道府県 100 世帯以上の全壊災害 (4) 生活再建支援法が適用された市町村のある都道府県内の 10 万人未満市町村で 5 世帯以上住宅全壊のある市町村 (5) 生活再建支援法適用災害市町村隣接 10 万人未満市町村で 5 世帯以上住宅全壊 (6) (1) もしくは (2) の市町村を含む都道府県又 (3) 3 の都道府県が 2 以上ある場合に 5 世帯以上の全壊のある市町村（人口 10 万人未満） 2 世帯以上の全壊のある市町村（人口 5 万人未満）	左に該当しない自然災害
対象世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(いわゆる中規模半壊)	同 左

区分	被災者生活再建支援 (国制度)	被災者自立生活再建支援 (県制度)			
支給条件	基礎支援金と加算支援金の合算額を支給 (注)単身世帯はそれぞれ3/4				
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
	①全壊 損害割合50%以上 ②解体 半壊(損害割合20%台)以上に限る ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
賃貸 (公営住宅を除く)			25万円	25万円	
支給先	直接被災者へ支給		同 左		
費用負担	国 1/2 被災者生活再建支援法人 1/2 (全都道府県拠出基金)		県 10/10		

同 左

(2) 支援制度比較一覧表（令和7年9月現在）

区分	国制度						
	災害救助法（応急修理）		被災者生活再建支援制度				
	緊急修理	最小限の部分修理					
フェーズ	応急救助		復旧・復興				
制度の趣旨	屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展開をする等、 緊急的に修理 することで、住家の被害の拡大を防止することを目的	日常生活(屋根、台所、トイレ等)に必要な 最小限度の部分 を 応急的に修理 することで、元の住家に引き続き住むことを目的	生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その 生活の再建を支援 し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的				
救助の実施主体	都道府県		市町				
支援方法	現物給付 (事務委任を受けた市町が修理)		使途の限定をしない定額渡しきり				
対象災害	大規模災害 (滅失住家等多数)		大規模災害 (1市町10世帯以上の全壊災害等)				
被害(損害割合)	区分	1世帯あたり		基礎支援金 (1世帯あたり)	加算支援金(1世帯あたり)		
					建設・購入	補修	賃借
	全壊 (50%以上)	53,900円以内	739千円以内	1,000千円	2,000千円	1,000千円	500千円
	大規模半壊 (40%~50%)	53,900円以内	739千円以内	500千円	2,000千円	1,000千円	500千円
	中規模半壊 (30%~40%)	53,900円以内	739千円以内	—	1,000千円	500千円	250千円
	半壊以上・解体 (全壊扱い)	—	—	1,000千円	2,000千円	1,000千円	500千円
	半壊 (20%~30%)	53,900円以内	739千円以内	—	—	—	—
	準半壊 (10%~20%)	53,900円以内	358千円以内	—	—	—	—
一部損壊 (10%未満)	—	—	—	—	—	—	
対象世帯資力要件	年収800万円超	なし	資力に関する申出書により、資力がないことを確認	—			
	年収700~800万円						
	年収500~700万円						
	年収500万円以下						
期間 自然災害発生日から起算	原則10日以内	原則3か月以内	【基礎支援金】13月 【加算支援金】37月				
負担	国1/2 県災害救助基金1/2		国1/2 再建支援基金1/2(各都道府県の拠出金)				
支給先	被災者 (市町が施工業者等と契約し、修理を実施)		被災者				

県単独制度				参考：国制度	
被災者自立生活再建支援事業費助成		被災者住宅再建支援事業費助成		災害特別見舞金制度	TOUKAI-0【屋根耐風改修事業】
復旧・復興		復旧・復興		復旧・復興	改修
同 左		同 左		短期間に複数回の災害により被災した者に対して、災害特別見舞金を支給し、被災者の生活の安定に資することを目的	屋根の耐風改修 ※R3.12.31までに建築された住宅の瓦屋根全体を、国基準に適合させる改修工事
市町		市町		市町	市町
使途の限定をしない定額渡しきり		使途を限定した上で実費額を精算支給		使途の限定をしない定額渡しきり	対象工事費の一部を補助
小規模災害 (国制度災害に該当しない災害)		大規模災害(東海地震除く) (1市町10世帯以上の全壊災害等)		全壊～床上浸水した災害が発生した日から起算して、13月を経過する日までに、全壊～床上浸水した災害	災害規模による規定なし
基礎支援金 (1世帯あたり)	加算支援金 (1世帯あたり)			住宅本体経費 (住宅の建設、購入及び補修費)	1世帯あたり
	建設・購入	補修	賃借		1棟あたり
同左	同左	同左	同左	—	100千円
同左	同左	同左	同左	—	50千円
同左	同左	同左	同左	—	50千円
同左	同左	同左	同左	—	—
—	—	—	—	500千円以内	50千円
—	—	—	—	—	20千円
—	—	—	—	—	床上浸水 20千円
—		世帯主が60才以上 又は要援護世帯は○		—	—
—		世帯主が45才以上 又は要援護世帯は○		—	—
—		○		—	—
同左		適用災害発生後2年間		原則1か月以内	—
県10/10		県1/2、市町1/2		県10/10	国1/2、県1/4、市町1/4
被災者		市町 ※被災者支給のために、別途市町で交付要領制定が必要		被災者	市町 ※市町の要綱により申請者に補助

被災者生活再建支援金のご案内

この度の自然災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されるものです。

✓ 本制度は、被害の大きさの程度により、お住まいの市区町村が適用されるかどうか決まります。本制度が適用となった場合は、都道府県からお知らせ（公示）があります。

1 被災者生活再建支援金の概要

■ 支援金の種類

- ① 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

■ 支給対象世帯

- ① 全壊世帯 ※ 1
- ② 解体世帯（半壊解体・敷地被害解体） ※ 2
- ③ 長期避難世帯 ※ 3
- ④ 大規模半壊世帯 ※ 1
- ⑤ 中規模半壊世帯 ※ 1、4

※ 1 住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は市区町村が発行する罹（り）災証明書に記載があります。

※ 2 住家の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹（り）災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。

なお、罹（り）災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。

※ 3 長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。

※ 4 中規模半壊世帯は加算支援金のみが対象です。（令和2年7月豪雨災害以降の適用災害対象）ただし、災害起因のやむを得ない理由により被災住宅を解体された場合は半壊解体世帯として基礎支援金の申請、加算支援金の差額申請が可能です。

■ 申請期間

区分	①基礎支援金	②加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

※やむを得ない事情があると認められる場合は、適用災害、適用市区町村ごとに延長される場合があります。

■ 支給額

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

2 申請手続きから支給までの流れ

- ① 申請書に必要書類を添えて、被災当時に居住していた市区町村担当窓口に対して被災世帯主が対面、郵送、電子（マイナポータル）※のうちいずれかの方法により提出
※電子申請は対応している自治体のみとなります。
- ② 市区町村の確認作業後、都道府県へ送付
- ③ 都道府県の確認作業後、（公財）都道府県センター（被災者生活再建支援法人）※へ送付
※全都道府県から支援金の支給事務を受託
- ④ （公財）都道府県センターにおいて最終審査を経て、支給要件に合致した場合は同法人から支給通知書が送付され、被災世帯主名義の金融機関口座へ支援金をお振込

注意！

- ・単数世帯の方や被災世帯全員が支給を受ける前（申請後も含む）に亡くなられた場合は支給されません。（支援金申請の権利は相続の対象外）
- ・支給要件に該当しなくなった場合、その他不正な受領が発覚した場合等は同法人から返還請求を行います。

3 申請書類

被災世帯主が被災者生活再建支援金支給申請書に必要事項を記入し、以下の必要な書類を添付した上で提出してください。（電子申請の場合は、申請画面から必要事項を入力、データ添付）

■ 基礎支援金の場合（中規模半壊世帯の場合は加算支援金）

必要書類

① 罹（り）災証明書（市区町村発行）※

※長期避難世帯として申請される場合は、罹災証明書の代わりに長期避難証明書類（長期避難世帯証明書：市区町村発行）

以下②は、申請書に被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載すれば被災時世帯主、世帯員及び生計を一にする同住所の方の分の住民票添付を省略できます。

② 住民票の写し（市区町村発行）

・被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分の住民票が必要です。

○ 被災時から転居や世帯分離等により世帯が異動していない場合

→ 世帯票

○ 被災後に同一市内転居や世帯分離等世帯に異動が生じている場合

→ 改製原住民票（履歴入り個人票、住民票抄本）

○ 被災後に別の自治体へ転出した場合

→ 除票（被災後当該自治体内で転居があった場合はその履歴を含む除票）

以下③は、申請書の「公金受取口座を利用する」に☑をし、被災時世帯主（又は同一世帯員）の個人番号（マイナンバー）を記載すれば受給者に係る預金通帳の写し添付を省略できます。

※公金受取口座利用希望の場合は、事前に公金受取口座が登録されていることをご確認ください。

③ 預金通帳の写し（申請者用意）

・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号、番号）
口座名義人（被災時世帯主又は同一世帯員）の個人名義フリガナがわかるもの

半壊解体世帯申請の場合の追加必要書類

④ 解体証明書（市区町村発行）又は滅失登記簿謄本（法務局発行）

敷地被害解体世帯申請の場合の追加必要書類

④ 解体証明書（市区町村発行）又は滅失登記簿謄本（法務局発行）

⑤ 敷地被害証明書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真等）

■ 加算支援金の場合

必要書類

⑥ 契約書等の写し（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書等）

「補修」区分で契約を締結しない場合

→ 見積書＋領収書、注文書＋注文請書 等

		全壊 世帯	解体世帯		長期 避難 世帯	大規模 半壊 世帯	中規模 半壊 世帯
			半壊 解体 世帯	敷地被 害解体 世帯			
基礎支援金 ※中規模半壊 世帯の場合は 加算支援金	罹（り）災証明書	○	○	○	※2	○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	住民票の写し ※1	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し ※1	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		○	○	※2		
	敷地被害証明書類			○	※2		
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※2	○	○

※1 個人番号（マイナンバー）記載により添付を省略できます。

ただし、情報連携エラー等の場合、提出を求める場合もありますので、予めご了承ください。

※2 長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。

また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、罹（り）災証明書等の提出が併せて必要です。

4 留意事項

- ・先に基礎支援金のみ申請を行うことも、基礎及び加算支援金同時に申請を行うことも可能です。
- ・住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- ・加算支援金について、被災直後一時的にアパートを借り、その後申請期限内に新築する場合、「賃借」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができます。（この場合、2回目は「賃借」と「建設・購入」の差額金額を申請、受給することになります。）
- ・「建設・購入」、「補修」のどちらかで申請した場合、生活再建は完了したとみなしますので、「補修」で申請、受給した場合、その後「建設・購入」の差額申請はできません。

申請に関する個別のお問い合わせは、被災時居住の市区町村担当窓口にご相談ください。

【被災者生活再建支援法人】

（公財）都道府県センター 事業部 被災者生活再建支援基金課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

TEL : 03-5212-9111（平日9:00～17:00） FAX : 03-5210-4900

災害名 [市区町村記入欄]

都道府県センター受付欄

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

【同意事項】 罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

被災者生活再建支援法人 申請日 令和 年 月 日
公益財団法人 都道府県センター 理事長 殿
上記【同意事項】に同意の上、被災者生活再建支援金の支給を申請します。

※楷書で丁寧に記入してください。

申請者氏名 _____

申請回数 [支給番号]	
初回	2回目 [以降]

(世帯主以外の方が申請する場合はその理由及び世帯主との関係 : _____)

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①被災時の世帯主情報

ふりがな	生年月日	性別
氏名	大・昭 年 月 日 平・令	男 女
世帯主個人番号		※世帯主個人番号を記入した場合は、住民票添付省略可 かつ公金受取口座利用にチェックした場合は、預金通帳 の写し省略可

②被災した住宅の住所 (被災住所：集合住宅の場合は、物件名、部屋番号まで正確に記入)

〒 _____

③被災時の世帯員情報 (初回申請は必ず記入、2回目以降申請は記入不要) 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		大・昭 年 月 日 平・令			大・昭 年 月 日 平・令
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		大・昭 年 月 日 平・令			大・昭 年 月 日 平・令
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		大・昭 年 月 日 平・令			大・昭 年 月 日 平・令

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災時世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

事前登録済の公金受取口座を利用する

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	
ゆうちょ銀行	記号		番号
口座名義 (カナ)			

口座名義が世帯主と異なる場合 (被災時同一世帯員に限る) はその理由を記入してください。 (前回と同じ名義の場合は記入不要)

また、世帯主以外の同一世帯員が公金受取口座を利用する場合は口座名義人個人番号を記入してください。

理由 _____

口座名義人個人番号 _____

※口座名義人が世帯主で公金受取口座を利用する場合は、I①で個人番号を記入してください。

III 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。(集合住宅の場合は、物件名、部屋番号まで正確に記入)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	()

IV (1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円		
半壊解体	100万円	75万円		
敷地被害解体	100万円	75万円		
長期避難	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

 申請額(A-B)： _____ 万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃借 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
	賃借 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円

申請額(C-D)： _____ 万円

注)それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村記入欄

添付書類確認欄

被災証明書	住民票	預金通帳の写し	解体証明書	敷地被害証明書	長期避難世帯証明書	契約書の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

市区町村
個人番号本人確認欄

※被災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入
□ (【変更前】 → 【変更後】)

*この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署 _____ 担当者名 _____

災害名 [市区町村記入欄]

〇〇による災害（内閣府公示名を記載）

申請者は記入不要（市区町村が記入します。）

記入例

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

申請日が必ず申請期限内であることを確認してください。

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更される

初めて申請する場合は「初回」に〇、
2回目以降の申請は「2回目以降」に〇をし、支給通知書に記載
の支給番号を記入してください。（不明な場合は記載不要）

申請日 令和 6年 9月 1日

申請書

申請者氏名 山田 次郎

申請回数 [支給番号]	
初回	12-345678
2回目以降	

世帯主以外の方が申請する場合はその理由及び世帯主との関係：
世帯主が高齢のため（世帯主との関係：子）

現在ではなく、被災時点での情報となります。被災後に死亡、改姓、世帯分離等で世帯状況に変更があった場合は記載誤りに注意してください。

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい

①被災時の世帯主情報

ふりがな	やまだ たろう	生年月日		性別	
氏名	山田 太郎	大・昭 平・令	11年 1月 1日	男	女
世帯主個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	※世帯主個人番号を記入した場合は、住民票添付省略可 かつ公金受取口座利用にチェックした場合は、預金通帳 の写し省略可			

②被災した住宅の住所（被災住所：集合住宅の場合は、物件名、部屋番号まで正確に記入）

〒	1 2 3 - 4 5 6 7
	東京都千代田区平河町2丁目6-3

③被災時の世帯員情報（初回申請は必ず記入、2回目以降申請は記入不要）7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

1	ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
		平・令		年 月 日
2	ふりがな	大・昭 平・令		年 月 日
			平・令	年 月 日
	ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
			大・昭 平・令	年 月 日

公金受取口座を利用するに☑をした場合、口座情報は記入不要です。

現在ではなく、被災時点での情報となります。被災後に死亡、改姓、世帯分離等で世帯状況に変更があった場合は記載誤りに注意してください。

普通預金のみ対象です。貯蓄預金等ではないことを確認してください。通帳の写しのとおり記載してください。

II 被災時世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

☐事前登録済の公金受取口座を利用する

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	
ゆうちょ銀行	記号	番号	
	1 1 9 3 0	1 2 3 4 5 6 7 8	
口座名義 (カナ)	ヤマタ	タロウ	

姓と名の間はスペースを空け、濁点は1文字として記入してください。

口座名義が世帯主と異なる場合（被災時同一世帯員に限る）はその理由を記入
また、世帯主以外の同一世帯員が公金受取口座を利用する場合は

必ず個人口座としてください。

理由

口座名義人個人番号

※口座名義人が世帯主で公金受取口座を利用する

世帯主死亡がわかる住民票添付や世帯主の委任状（やむを得ない理由）がある場合は、被災時同一世帯員に限り世帯主以外の受取が可。被災特別世帯員の受取は親族であっても×。

III 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	090 (1234) 5678

郵便物が受け取れる住所、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

加算支援金の申請で再建先と支給通知書の受取先が異なる場合は、再建先住所を記入してください。（その場合の通知書送付先は備考欄へ記載）

IV (1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特にお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入し

区分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円		
半壊解体	100万円	75万円		
敷地被害解体	100万円	75万円		
長期避難	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

半壊解体又は敷地被害解体で申請される場合には、災害によるやむを得ない解体理由を記入してください。

その理由：

住宅の倒壊による危険を防止するため

申請額(A-B)：

50万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、

区分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃借 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
	賃借 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円

該当する申請区分（受給済の支援金がある場合にはその区分）の金額に○を記入してください。

申請する金額（受給済の支援金がある場合には差額）を記入してください。

申請額(C-D)：

200万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

添付書類

罹災証

以下の場合のみ申請者が市区町村欄に以下の内容を記入してください。

【7名以上の世帯で被災した場合】7名以降の被災時同一世帯員の氏名・ふりがな・生年月日

【加算支援金の申請で再建先と支給通知書送付先が異なる場合】通知書送付先住所（○○様方等記載）・通知書の送付先が異なる理由（高齢により郵便物の管理が困難なため等）

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等 ※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入 □（【変更前】 → 【変更後】） ＊この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。	市区町村 個人番号本人確認欄 □
担当部署	担当者名

被災者生活再建支援金支給申請書類チェックシート

令和7年1月

以下の書類は、申請に必要となる書類です。申請される前に書類が揃っていることや記載内容が網羅されていること等をご確認の上、
□にチェックをしてください。また、提出書類により要件が確認できない場合等は追加で書類提出を求められることがあります。

初回申請に係る書類及び添付書類（基礎支援金及び中規模半壊加算支援金の基本書類）

申請種類	提出書類名	主な確認事項
全ての申請	被災者生活再建支援金支給申請書 (別紙様式第7号)	記載漏れ、記載誤りはありませんか？記入例をご参照の上、今一度ご確認ください。 □申請期限内の申請日となっている。 □被災当時 の被災住所、世帯主、世帯員情報を漏れなく正しく記載している。 ※申請時点ではなく、被災日時点での情報を記載してください。 ※上記が住民票の情報と異なる場合は、状況に応じて追加の書類提出が必要です。 □振込可能な口座情報が記載されている。(ゆうちょ銀行は記号・番号記載) □郵便物が届く現住所、連絡が可能な連絡先が記載されている。 □罹災証明書等と対応した申請区分に正しく○を付けている。(大規模半壊受給済→半壊解体申請等の場合は受給済に○をし、差額申請となっている。)
長期避難世帯以外の申請	罹災証明書(市区町村発行)	□市区町村から発行された支援法適用災害の罹災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」等と申請区分に沿った内容となっている。 ※被災証明書ではないことをご確認ください。
長期避難世帯の申請	長期避難世帯証明書(市区町村発行)	□長期避難世帯証明書(市区町村発行)が添付されている。 ※都道府県において認定された長期避難世帯に該当する世帯のみ被災市区町村から発行されます。
マイナンバーを記載する申請	本人確認書類	被災時世帯主のマイナンバーを記載した場合は被災時の住民票や預金通帳の写しは添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求められることがあります。 本人確認書類(番号確認及び身元確認)は主に以下のパターンとなります。 □マイナンバーカード ※対面の場合は、持参によりICチップ記録情報又は券面記載情報により番号及び身元確認実施 ※郵送の場合は、カード表裏面写し書類添付により番号及び身元確認実施 □通知カード(住民票記載事項と一致している場合に限る)又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(番号確認)+運転免許証、パスポート等(身元確認)
マイナンバーを記載しない申請	住民票の写し	被災時世帯主のマイナンバーを記載した場合は被災時の住民票は添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求められることがあります。 ※被災時世帯主と同一居住の方は住民票を省略できますが、世帯員の住民票が別住所にあり居住証明等に対応する場合は世帯員の被災時住民票を添付する必要があります。 提出パターンは以下のとおりとなります。 ・【被災時以降、転居や世帯構成に変更がない場合】世帯票 ・【被災時以降、転居や世帯構成に変更があった場合】個人票(履歴があり被災当時の状況が確認できるもの) ・【被災時以降、別の自治体に転出した場合】除票(被災後自治体内で転居があった場合はその履歴が確認できるもの) ※被災当時の世帯構成を確認するため、世帯主、続柄、備考欄は省略しないでください。また、個人番号のある住民票は提出しないでください。
マイナンバーを記載しない申請	預金通帳の写し(ネットバンキング画面印刷等)	公金受取口座の登録者でマイナンバーを記載し、申請書の「事前登録済の公金受取口座を利用する」にチェックをした場合は預金通帳の写しは添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求められることがあります。 □振込可能な被災当時の世帯主口座情報(銀行名、支店名、普通口座、口座番号、個人名義カナ)が確認できる。 ※当座口座や貯蓄口座は取り扱いできません。普通口座であることを確認してください。 ※被災時同一世帯員に支給を希望する場合は必ず世帯主の委任状の添付が必要です。(世帯主がお亡くなりになっている場合は、世帯主除票等の書類)また、親族でも被災時別世帯員の場合は委任できません。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
半壊解体・敷地被害解体の申請	以下いずれかの書類 ・解体証明書（市区町村発行） ・滅失登記簿謄本（法務局）	<input type="checkbox"/> 被災住家の建物が全て全部解体されている。（部分解体は対象外） ※生活の本拠が母屋と離れ等で別々の建物でも罹災判定が一体となっている場合は全ての建物を解体する必要があります。 <input type="checkbox"/> 取壊し日が確認できる。（登記完了証（書面申請）の場合は不可） <u>民間事業者発行の解体証明書では受付していません。</u> 解体証明書については、被災市区町村にご確認ください。
敷地被害解体の申請	・住宅直下敷地の修復工事契約書 ・敷地被害が確認できる写真 ・宅地の応急危険度判定結果調査票等	<input type="checkbox"/> 液状化被害等により住宅直下の敷地に被害がある、法面の崩壊等により法面復旧工事のために家屋を解体しなければ重機が入らない又は擁壁の崩壊により他の住宅へ転落する等の危険が生じている等の状況が確認でき、敷地を修復するためには住宅を解体せざるを得ないことが客観的な書類により確認できる。
被災当時に居住していた住所が住民票情報と異なる申請	・公共料金の写し ・自治会長や民生委員による居住証明書 ・被災世帯主義の賃貸借契約書（被災住宅が賃貸物件の場合）等	提出する書類についてチェックをしてください。 【公共料金の写し（電気・ガス・水道）の場合】 <input type="checkbox"/> 被災日を含んだ前数か月分の使用実績が確認できる。 ※極端に使用量が少ない場合は確認します <input type="checkbox"/> 使用場所と被災住所が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約者と世帯主が一致していることが確認できる。 【自治会長、民生委員による居住証明書の場合】 <input type="checkbox"/> 住民票の有無を問わず、被災日時点での被災世帯全員分の情報（氏名、生年月日、続柄）が記載されていることが確認できる。 【賃貸借契約書の場合】 <input type="checkbox"/> 被災日が居住期間内であることが確認できる。 ※被災日時点での居住実態が客観的な書類から確認できない場合は対象外となります。
被災当時の住民票上の世帯主以外の被災時同一世帯員を世帯主とする申請	被災時同一世帯員名義の被災日を含む前数か月分の公共料金支払いの写し	<input type="checkbox"/> 公共料金の契約者（支払者）名義が住民票上の世帯主ではなく、実質世帯主である住民票上被災時同一世帯員であることが確認できる。 ※住民票上は被災時世帯員ですが、当該書類をもって実質世帯主としてみなします。 ※世帯主の居住実態がなく被災世帯から除外する場合も同様です。提出が困難な場合は世帯主が別の場所に居住していたことが確認できる書類を提出してください。
被災住所と住民票住所が同じで住民票上でひとつの世帯を別々の世帯とする申請	住民票上の世帯主と世帯員（実質の世帯主）がそれぞれ別で契約者となっている被災日を含む前数か月分の公共料金支払いの写し	<input type="checkbox"/> 住民票上の世帯主、住民票上の世帯員がそれぞれ公共料金の契約名義になっていることが確認できる。

加算支援金申請に係る添付書類（申請書は2回目以降でも必ず必要です）

種類	書類名	主な確認事項
建設区分の申請	工事請負契約書（建設）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 工事内容の項目があり、「住宅新築工事」、「〇〇様邸建設工事」等の記載により「住宅」の「建設」工事であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工期の項目があり、着手、完成、引渡日の記載が確認できる。 ※契約日から著しく期間が空いている場合は理由等を確認させていただくこともあります。 <input type="checkbox"/> 請負金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 ※相場から著しく低廉な場合等は図面等で住宅としての機能（居室、風呂、トイレ、キッチン）が備わっていることを確認することがあります。 <input type="checkbox"/> 工事場所の項目があり、正確な工事場所（再建場所）が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※引渡後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求めることがあります。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
購入区分の申請	不動産売買契約書（購入）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 物件種別の項目があり、「居宅」、「住宅」等の記載により、被災世帯が居住するための「住宅」の「購入」であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 引渡日の項目があり、引渡日の記載が確認できる。 <input type="checkbox"/> 購入金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 購入物件所在地の項目があり、正確な再建場所が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※引渡後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求められることがあります。
補修区分の申請	工事請負契約書（補修）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 工事名や工事内容の項目があり、「〇〇様邸災害復旧工事」「住宅修繕工事」等の記載により、被災世帯が居住するための「住宅」の「補修」工事であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工期の項目があり、着手、完成、引渡日の記載が確認できる。 <input type="checkbox"/> 請負金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 ※著しく低廉な場合は、工事内容について詳細を確認することがあります。 <input type="checkbox"/> 工事場所の項目があり、「地内」等の記載ではなく、正確な工事場所（再建場所）が確認できる。 ※被災住宅の補修工事なのか、それ以外の住宅の補修工事なのか確認しています。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※工事完了後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求められることがあります。
補修区分の申請 （契約書を取り交わさない場合）	以下いずれかの書類 ・【見積書＋領収書】写し ・【請求書＋領収書】写し ・【注文書＋注文請書】写し ・【注文請書＋領収書】写し	同上記「工事請負契約書（補修）の写し」の項目にチェックをしてください。 工期や契約日の項目は、被災後の書類発行日であること、工事完了後の申請として審査を行っています。 ※自己負担の確認について、預金通帳写し（振込履歴）では審査を行っていません。
補修区分の申請 （被災者が大工などで自ら補修した場合）	・申立書（申請者作成） ・資材の購入がわかる領収書写し（レシート不可） ・工事前後の写真	<input type="checkbox"/> 申立書において「（例）大工を営んでおり自ら補修したため、住宅の〇〇補修工事について、別添添付書類にて申請します」等の記載があり、自己補修であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 資材の購入がわかる領収書にて個人名義の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事前後の写真において被災世帯が居住するための「住宅」の「補修」工事であることが確認できる。
賃借区分の申請	賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 賃貸物件、物件種別の項目があり、事業用等ではなく、被災世帯が居住するための「住宅」の「居住用賃貸」物件であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 家賃の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約期間の始期及び終期の項目があり、一定期間の賃貸借期間が確認できる。 <input type="checkbox"/> 賃借物件所在地の項目があり、再建場所が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。（被災住宅が賃借物件の場合で、大家の補修を経て被災住宅に引き続き居住して再建する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 <input type="checkbox"/> 対象外施設（公営住宅法に基づく公営住宅、災害公営住宅、仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）、介護保険における施設サービス提供施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等））ではないことが確認できる。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※賃貸借の契約期間が開始されているにもかかわらず、再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求められることがあります。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
加算支援金の契約が電子契約の申請	電子契約に係る合意締結証明書や完了証明書、タイムスタンプ	<input type="checkbox"/> 契約書に記載されている書類ID、契約者氏名やメールアドレス、各契約者の承認年月日時間等の記載が確認できる。

以下の書類は、申請内容に応じて添付いただく書類となります。

種類	書類名	主な確認事項
被災時同一世帯員への支給を希望する申請	世帯主の委任状	指定の委任状様式を使用してください。 <input type="checkbox"/> 必要事項が記入され、世帯主の自署又は記名押印がある。 ※親族であっても被災時別世帯員の受給はできません。また、世帯員が世帯主に無断で記載した場合等は無効です。
被災後に世帯主がお亡くなりになった申請	・住民票除票 ・戸籍 ・死亡診断書 等	<input type="checkbox"/> 被災時の世帯主死亡日が被災後であることが確認できる
被災後に世帯主が改姓された申請	・住民票の写し ・戸籍 等	<input type="checkbox"/> 被災後に改姓があり、被災時世帯主と同一人物であることが確認できる ※被災後世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準はあくまでも被災時点のため、被災時世帯主が申請、受給することとなります。

支援金全般や基礎支援金に関すること

Q1 居住の実態と住民票上の住所や世帯構成等が異なる場合、どう対応したらよいですか。

A1 支援は建物単位ではなく世帯単位であり、世帯の認定や生活本拠の確認は、原則、住民票（被災時点での情報）が基本となります。

そのため、住民票上の住所や世帯構成と実態が異なる場合、以下の対応が必要となります。

○ 被災住宅の住所に住民票を置いていなかった場合

被災住所に生活の本拠があったことがわかる証明書類（使用場所が記載され被災日を含む使用実績がある公共料金領収書写しや、自治会長または民生委員による居住証明書等）が必要です。

○ 住民票上の世帯主以外の被災時同一世帯員が世帯主として申請する場合

被災時同一世帯員の方の生計維持証明書類（公共料金契約名義の写し）が必要です。

○ 住民票を一にする世帯がそれぞれ別世帯として申請する場合

住民票上の世帯主と住民票上の世帯主ではない世帯員がそれぞれ別で契約者となっていることがわかる生計別証明書類（双方の公共料金契約名義の写し）が必要です。

○ 住民票上は世帯分離、実態は生計同一であり、一つの世帯として申請する場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。一度、本内容で基礎支援金を申請、受給した場合、住民票上の一方の支援金を受け取らなかった世帯主は別世帯として申請、受給することはできませんので、ご注意ください。

○ 被災時同一世帯員の中で住民票上は世帯員だが、居住実態がない世帯員がいる場合

市区町村の担当窓口でお伝えをお願いします。

Q2 世帯主以外の被災時同一世帯員が支援金の申請、受給することはできますか。

A2 法律において、被災時の世帯主に支給することとなっております。やむを得ない事由等により被災時同一世帯員の受給としたい場合は、委任状等が必要になります。

また、受給を委任できるのは被災時同一世帯員のみであり、親子でも被災時別世帯員の場合は委任することはできません。

Q3 被災後に結婚や離婚により姓が変わった場合、申請に必要な書類はありますか。

A3 改姓がわかる公的証明書を提出してください。また、被災後に世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準となるのは、被災時点での世帯主や世帯構成となりますので、原則、被災時の世帯主へ支給することになります。（1被災世帯に1度のみ、世帯主へ支給）

支援金全般や基礎支援金に関すること（続き）

Q4 被災後に当時の世帯主が亡くなった後、申請に必要な書類はありますか。

A4 複数世帯（被災時2名以上の世帯）の場合、被災時同一世帯員の申請、受給となりますので被災時世帯主の住民票除票を提出してください。預金通帳の写しは、被災時同一世帯員のものを添付してください。

単数世帯（被災時1名の世帯）の場合、世帯が無くなるため、申請できません。また、申請後でも支給前（支給決定通知書到達前）に亡くなられた場合には支援金は支給できません。

Q5 住民票を置いていた住所の住宅が被災しましたが、被災時に住んでいなかった当該住宅は支援の対象となりますか。

A5 対象となりません。

居住していた住宅が被災した場合に支援の対象となりますので、例えば、被災日時点で施設に入所していたり、別荘や空き家等で生活の本拠ではない住宅であったりする場合は対象外です。

Q6 被災時、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合も対象になりますか。

A6 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住していた場合でも罹災判定が中規模半壊以上（半壊の場合は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。過去の法改正で所有者だけでなく、非所有者に対しても被災者であれば支援金の支給が行えるよう整理されました。

Q7 借家やアパート等を所有している大家は、支援の対象とならないのはなぜですか。

A7 居住する住宅が被害を受けた世帯に対して支援する制度ですので、大家本人が実際に居住している住宅で、支給要件に該当する場合は対象となりますが、国の制度に関する検討会の中で、事業用資産は保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則であるとされたためです。

Q8 被災者生活再建支援金は、所得税の確定申告をする必要はありますか。

A8 ありません。被災者生活再建支援金は、住宅に被害があった世帯に対して、生活の再建支援のために支給されるため、法律により所得税・住民税等の租税その他の公課は課されないこととなっています。

Q9 外国人でも申請、受給することはできますか。

A9 被災時、日本国内に住民票があれば外国人の方でも申請可能です。振込口座は日本国内の金融機関に限ります。また、加算支援金の申請の際の再建場所は日本国内でなければなりません。

振込先の口座名義の確認のため、ローマ字表記（又は漢字表記）とフリガナ表記の一致が確認できる預金通帳の写し表面と中面の両方を提出してください。

支援金全般や基礎支援金に関すること（続き）

Q10 店舗兼住宅の建物に居住していて被災し、半壊解体世帯として申請する場合の解体の範囲や程度を教えてください。

A10 住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。解体の程度は、基本的に更地の状態となる必要があります。柱が残っている、建物の一部分が残っている等の状態は対象外となりますので、ご注意ください。

なお、複数の建物が接していたり渡り廊下もしくはこれに類するもの（「渡り廊下等」という。）で繋がっていて一体となっていたりする場合や、母屋と離れ等で2つ以上の建物が一体として罹災判定がされている場合はいずれも1つの建物となり、1棟にしか被害がない状況であっても全て解体する必要があるので、ご注意ください。

※環境省の公費解体制度と当制度は異なります。

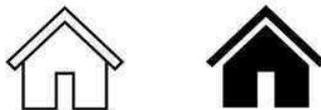
【例図】



2棟の建物が左記の被害の程度だった場合

①建物が離れ、罹災判定がAのみ
→Aの解体のみで申請可能

②建物が離れ、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要



③建物が渡り廊下等で繋がっており、それぞれで罹災判定されている
→1つの建物として、A、B、渡り廊下等のいずれも解体が必要

④建物が渡り廊下等で繋がっており、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、B、渡り廊下等のいずれも解体が必要



⑤建物同士が接しており、それぞれで罹災判定されている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要

⑥建物同士が一体となっており、2棟を一体としてまとめて罹災判定がされている
→1つの建物として、A、Bのいずれも解体が必要



加算支援金に関すること

Q11 基礎支援金の申請中に加算支援金の申請をすることはできますか。

A11 可能です。ただし、基礎支援金の支給後に加算支援金の支給という流れとなります。基礎支援金と加算支援金を同時に申請することも可能です。

Q12 再建場所は被災した住宅の土地でなければならないでしょうか。

A12 日本国内であれば、再建場所は問いません。

Q13 電子契約を締結した場合、契約書に押印はありませんが追加の提出書類は必要でしょうか。

A13 電子契約の場合は、契約が取り交わされた事実を客観的に証明するための書類（合意締結証明書等）を合わせて提出してください。「いつ」「誰が」「どの書類に」合意したのか確認します。

Q14 再建に係る契約書の契約名義は誰であればよいでしょうか。

A14 被災時世帯主又は被災時同一世帯員の契約名義が必要です。また、被災時別世帯員との共同名義も可能となっています。

Q15 被災後に世帯分離した場合は、加算支援金をそれぞれ申請することはできますか。

A15 できません。あくまでも被災時点での世帯が基準となります。

Q16 【建設】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A16 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の建設工事であるか）
- ・ 工事場所（再建場所）
- ・ 請負金額（自己負担があるか）
- ・ 工期（完成日がいつか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

加算支援金に関すること（続き）

Q17 【購入】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A17 主に以下の点を確認しています。

- ・ 物件種別（被災世帯の居住する住宅の購入であるか）
- ・ 所在地（再建場所）
- ・ 購入金額（自己負担があるか）
- ・ 引渡日（引渡日がいつか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q18 【補修】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A18 主に以下の点を確認しています。

- ・ 工事内容（被災世帯の居住する住宅の補修工事であるか）
- ・ 工事場所（再建場所）
- ・ 金額（自己負担があるか）
- ・ 工期（完成日がいつか）
- ・ 契約日（被災後の契約かどうか）
- ・ 双方署名捺印

※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q19 【補修】区分で契約を締結しない場合の提出書類は何を用意したらよいでしょうか。

A19 補修区分で契約を締結せず補修工事等を行う場合、以下の書類で上記の項目を確認をします。

- ・ 見積書＋領収書
- ・ 注文書＋注文請書
- ・ 請求書＋領収書
- ・ 注文請書＋領収書

※契約書で確認する項目について上記書類で確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q20 再建先の住宅の補修工事が完了し引渡しも済んでいるため、申請しようと考えていますが、個人的な事情によりまだ再建先に居住できていません。支給要件に該当しますか。

A20 本制度は被災世帯が居住するための住宅の再建に係る支援ですので、申請の時点で引渡後から一定期間が経過しても再建先に居住していない場合は、その理由を確認します。やむを得ない理由でない場合は、住民票の写しや公共料金の支払書類等を追加でご提出いただきそれにより再建先への居住が確認でき次第、支援金を支給します。

Q21 【建設】と【補修】の定義を教えてください。

A21 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とされています。

加算支援金に関すること（続き）

Q22 【賃借（賃貸住宅）】区分の契約書で確認するところはどこでしょうか。

A22 主に以下の点を確認しています。

- ・賃貸物件（被災世帯の居住する住宅なのか）
 - ・物件種別（居住用か）
 - ・家賃（自己負担があるか）
 - ・物件所在地（再建場所）
 - ・契約期間（入居の始期と終期がいつか）
 - ・双方署名捺印
 - ・契約日（被災後の契約かどうか）
- ※確認できない場合、追加で他の書類提出を求めることがあります。

Q23 【賃借（賃貸住宅）】区分で支給対象外となる施設はどこでしょうか。

A23 【賃借（賃貸住宅）】区分で支給対象外となるのは以下の施設です。

○公営住宅法に基づく公営住宅

○災害公営住宅

○仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）

○介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4施設）

○オーナーが入居しているサブリース物件、転貸借物件

また、あくまで賃借のため費用（自己負担）が発生しない場合は、上記以外でも支給対象外です。

Q24 元々公営住宅やみなし仮設住宅に入居していましたが、そこを退去し、自己負担を伴う賃貸借契約を締結した場合、加算支援金の申請はできますか。

A24 できます。ただし、申請日時点での再建方法による申請となりますので、過去の賃貸物件等で申請時点で居住していない物件では、申請時点では別の再建を選択しているものとして、申請できません。（例：被災後、民間賃貸入居→退去後、親族の家に同居した状態で申請した場合、すでに退去している賃貸契約での加算支援金の申請はできません。）

Q25 再建先としてトレーラーハウスを購入し居住しようと考えていますが、【建設・購入】区分として加算支援金の対象となりますか。

A25 トレーラーハウスを購入しただけでは「車両の購入」となり、住宅ではないため、【購入】区分の対象とはなりません。

ただし、以下の2つの条件が揃っていることが確認できれば、【建設】区分として対象とできるケースもあります。その場合、以下の内容を客観的な書類により審査しています。

①簡単に移動することができないような基礎工事がされており、建築確認済証等の「一戸建ての住宅」の記載等により、建築基準法上の「住宅」であることが確認できること。

②その建物の中に居室、風呂、トイレ、キッチンのすべてが揃っている（住宅としての機能が完結している）こと。

※その他、コンテナハウス、ユニットハウス、プレハブ、3Dプリンター住宅等、一般的な住宅とは異なる形態の住宅についても同様です。

加算支援金に関すること（続き）

Q26 被災後、複数世帯であるため被災世帯の中で再建方法が1つではなく複数ある場合、加算支援金の申請をどのように考えたらいいでしょうか。

A26 被災時世帯の中で再建方法が異なる場合でも、支給できる支援金は1世帯につき1つのため、いずれか1つの再建方法により申請してください。

原則は世帯主の再建方法に応じますが、世帯員の再建がその被災世帯の再建方法であると被災世帯内で合意がなされている場合は、その再建方法でも申請可能です。

ただし、被災世帯の中でどなたかが公営住宅法に基づく公営住宅などの対象外施設に居住していることが判明した場合、その被災世帯は公的支援を受けて生活の再建が完了したと整理しているので、申請できません。なお、対象外施設を退去したら申請可能となります。

Q27 仮設住宅に入居中に住宅再建の契約をしたとき、引渡しを受けてからでないと加算支援金の申請はできませんか。

A27 引渡し前でも申請は可能ですが、引渡し後には被災世帯全員が仮設住宅を必ず退去することが前提であり、その確認を行っています。

(4)【県制度】被災者自立生活再建支援補助金

ア 概要

○はじめに

この制度は、静岡県の独自制度であり、国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない災害により、居住する住居が全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯に支給される制度です。一部損壊世帯は対象とはなりません。

また、補助の対象は国の制度と同様、「被災した世帯」であるため、賃貸住宅等に入居する賃借人も補助の対象です。

しかし、家主等の賃貸人は、所有する不動産が被害を受けても補助の対象にはなりません。

○補助金の交付額について

「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）記載要領」に記載の通り。

○申請期限

基礎支援金 被災した日から13か月

加算支援金 " 37か月

基礎支援金と加算支援金は一括で申請しても別々に申請しても構いませんが、基礎支援金の申請をしないで加算支援金のみを申請することはできません。

また、原則として加算支援金の申請時には、賃借、補修、再築等、加算支援の要件を満たす（生活再建が行われている）必要があります。

○り災証明

申請の前提として、被害の程度を示すものである、市町が発行する「り災証明書」が必要です。

市町は、被災者の申請に基づき、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行い、「り災証明書」を発行します。

○現地調査

本制度申請予定の被災現場や解体・再築の現地調査を行う場合があります。

○申請書の作り方(基本例)

- 1 「被災者自立生活再建支援補助金交付申請書」（様式第1号）
- 2 「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」（別紙様式第1号）
- 3 住民票（写）（世帯全員が確認できるもの）
- 4 り災証明書（写）
- 5 銀行口座（写）（補助金の振り込みに必要です。）

1～5の順で上から綴ります。必ずホッチキス等で留めること。

それ以外に、半壊・解体の場合は解体が確認できる書類（写）、加算支援金の申請には、賃貸借契約書（写）や建築や修繕の契約書（写）の提出が必要です。

詳しくは「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」（別紙様式第1号）記載要領の2 添付書類についてを参照してください。

申請書類に不備がある場合、補助金の交付が遅くなる場合があります。
提出部数は一部で結構です。

○申請の流れ

- 1 自然災害が発生し被災
- 2 被災者は、居住する市町に「り災証明書」の発行を申請する。
- 3 市町は、現地調査を実施
- 4 市町は、申請者に「り災証明書」を交付
- 5 被災者は、生活再建の意向と併せ、補助対象か対象外か等を市町に相談

対象外	対 象
・一部損壊 ・準半壊 ・半壊	・半壊・解体（止むを得ず解体する場合）→全壊扱い ・中規模半壊 ・大規模半壊 ・全壊

- 6 申請者は、申請書を作成し市町に提出
 - 7 市町は、申請書を取りまとめ県健康福祉センターへ提出
 - 8 県健康福祉センターは、債権者登録を行い、申請書に写しを添付の上、県企画政策課に送付
 - 9 県企画政策課は、申請者に「補助金交付決定及び確定通知書」を交付
 - 10 申請者は、9の通知受領後、10日以内に「請求書」に必要事項を記載し提出
 - 11 県企画政策課は、受理後、補助金支出処理
 - 12 県企画政策課は、申請書の銀行口座に補助金を振り込み。
- ※市町福祉担当課は、現地調査や申請者への助言、県への連絡等のご協力をお願いします。

○県の受付窓口

県内7か所の健康福祉センター

○担当課

県健康福祉部政策管理局企画政策課企画班

Tel 054-221-2363

被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）記載要領

この記載要領をよく読んでいただき、被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（以下、「申請明細書」といいます。）を記入して下さい。

○はじめに

1 被災者自立生活再建支援補助金の交付について

被災者自立生活再建支援補助金（以下、「補助金」といいます。）は被災者の方の自立した生活の開始を支援するために交付されます。その用途は限定されませんが、交付額や申請期間は定められており、被災者の方の申請に基づき交付されます。

2 添付書類について

申請には以下の書類が必要になりますので準備をして下さい。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類（写）
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行する災害証明書（写）、住宅が半壊の被害を受け、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書類（写）〔市町発行の解体証明書（写）、登記簿謄本(滅失登記済)（写）〕
- (3) 預金通帳の写し（銀行「支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名称「カタカナ名」の記載があるもの）
- (4) 加算支援金を申請される場合は、今後お住まいをどのようにされるのか（住宅の建設・購入、補修又は賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

3 申請回数について

補助金の申請回数の制限はありません。

○申請明細書の書き方

（以下のⅠ～Ⅴはそれぞれ申請明細書のⅠ～Ⅴに対応）

4 申請日、氏名等 (交付申請書の右上から記入していきます)

- ・ 申請する日付を記入して下さい。
- ・ 申請者氏名を記入して下さい。
- ・ 世帯主以外の方が申請する場合はその理由を記入して下さい（補助金の交付申請は原則として世帯主の方が行って下さい。）。
- ・ 「交付番号」は、既に補助金の交付を受けている場合のみ、県からの通知文に記載されている交付番号を記入して下さい。

I 被災時の世帯の状況について

- ・ 世帯に属する者の総数（全員の人数）によって、単数か複数を○で囲んでください。
- ・ 氏名等欄には、世帯主の氏名及びよみがなを記入して下さい。
- ・ 被災した住宅の住所を記入して下さい。

II 被災世帯の現在の住所等

- ・ 現在お住まいの住所、電話番号を記入して下さい。

III 世帯主の補助金の振込先口座

- ・ 希望する補助金の振込先口座（銀行等）を記入して下さい。振込先は、世帯主本人名義の口座に限ります。

IV 住宅の被害状況について

- ・ 被災日（災害が発生した日）を記入して下さい。
- ・ 市町の発行する「り災証明書」をもとに、該当する被害状況を○で囲んで下さい。
- ・ 「半壊解体」とは「半壊」だがやむを得ない理由があって解体し、又は解体されるに至った場合です。この場合、その理由（倒壊による危険を防止するため、居住するために必要となる補修費が著しく高額となる等）を記載して下さい。
- ・ 「敷地被害解体」とは、住宅は微小な被害にとどまったが、その敷地に被害が発生し、その住宅に居住することができず、解体せざるを得ない場合です。この場合、その理由（地震により地盤の液状化や地すべりが発生した等）を記載してください。
- ・ 「長期避難」とは、自然災害による避難指示等が出され、長期にわたり住宅に居住できない場合で、県が対象地域を設定します。該当する場合のみ○で囲んで下さい（長期避難の設定を行った地域は市町からお知らせしています。詳しくはお問い合わせ下さい）。

V

- 1 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
- 2 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

5 補助金の種類について

補助金には、住宅の被災程度に応じて交付される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて交付される「加算支援金」があり、それぞれ交付額が定められています。また、世帯員の数によっても交付額が異なります。

6 補助金の交付額について

補助金の世帯別交付額は、下表のとおり、被災状況及び世帯員の数などにより異なります。

(全壊世帯の場合)

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人以上	100万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	300万円
		住宅を補修する場合	100万円	200万円
		住宅を賃借する場合	50万円	150万円
单身	75万円	住宅を建設・購入する場合	150万円	225万円
		住宅を補修する場合	75万円	150万円
		住宅を賃借する場合	37万5千円	112万5千円

(大規模半壊世帯の場合)

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人以上	50万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	250万円
		住宅を補修する場合	100万円	150万円
		住宅を賃借する場合	50万円	100万円
单身	37万5千円	住宅を建設・購入する場合	150万円	187万5千円
		住宅を補修する場合	75万円	112万5千円
		住宅を賃借する場合	37万5千円	75万円

(中規模半壊世帯の場合)

世帯員 の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人 以上	—	住宅を建設・購入する場合	100万円	100万円
		住宅を補修する場合	50万円	50万円
		住宅を賃借する場合	25万円	25万円
単身	—	住宅を建設・購入する場合	75万円	75万円
		住宅を補修する場合	37万5千円	37万5千円
		住宅を賃借する場合	18万7千5百円	18万7千5百円

(注意)

- ・精算交付申請の限度額は、6の交付額の表の額となりますが、既に補助金の交付を受けている場合（前年度以前に交付を受けている場合を含む。）には、以下のとおりです。

基礎支援金…既に交付を受けている補助金の額を控除した額

加算支援金…「住宅を補修する場合」の補助金の交付を受けている場合は0、
それ以外の場合は、既に交付を受けている補助金の額を控除し

○以上で記入は終了ですが、以下の事項にもご注意ください。

7 補助金の申請期間について

補助金の申請期間は災害の発生時を基準として、補助金の種類毎に下記のとおり定められており、申請期間中に申請する必要があります。

支援金の種類	申請期間
基礎支援金	13カ月
加算支援金	37カ月

8 補助金の返還について

(1) 県は静岡県補助金交付規則（以下「規則」という。）第17条及び第18条の規定により、概算交付額が確定額を超えるときは期限を定めて当該差額の返還を請求します。この場合に、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。

(2) 県は、規則第16条の規定により

①偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき、

②交付決定の内容若しくはこれにつけた条件その他法令またはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、交付決定を取り消したときに、取消に係る補助金をすでに交付している場合は、県は期限を定めて当該補助金の返還を請求します。この場合に、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金について加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。

(3) なお、延滞金及び加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

イ チェックリスト

「被災者自立生活再建支援補助金」申請書類チェックリスト

書類名称	内 容	チェック	
交付申請書 (様式第1号)	・ 申請日は申請期間内か。 (災害の発生日から基礎支援金 13 か月・加算支援金 37 か月)		
	・ 記載住所は住民票と一致しているか。		
申請明細書 (別紙様式第1号)	・ 記載事項と添付書類の一致		
	Ⅱ住 所「被災住所と現住所は適切な欄に記載されているか」		
	Ⅲ口 座「記載口座と口座(写)は一致しているか」		
	Ⅳ被災日「り災証明書の日付と同日か」		
	Ⅴ申請金額「世帯人数、被災状況、生活再建の意向」から 補助金交付額に間違いがないか。		
住 民 票	・ 世帯主及び世帯の構成が確認できるか。		
り災証明	・ 「り災証明書」は添付されているか。		
	・ 「住家被害認定調査票」(写)は添付されているか ※内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」所定様式 又は内閣府と協議し認められた様式		
解体証明書・ 登記簿謄本 (滅失登記済)	・ 半壊被害を受け当該住宅をやむを得ず解体した場合に添付 されているか。		
預金通帳の写	・ 金融機関名、支店名等、預金種別、口座番号、 世帯主本人のカタカナ氏名の確認ができるか。		
必要となる書類 加算支援金申請に	建設・購入	・ 建設又は購入に係る契約書(写)が添付されているか。	
	補修	・ 契約書(写)又は「見積書+経費支払の領収書」が添付されて いるか。	
	賃貸	・ 賃貸借契約書の(写)が添付されているか。 ※社宅等に入居する場合でも契約書(写)は必要。	

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

被災者自立生活再建支援補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
申請者
氏 名

被災者自立生活再建支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

被災者自立生活再建支援補助金申請明細書

令和 年 月 日

申請者氏名		交付番号	第	号
-------	--	------	---	---

・世帯主以外の方が申請する場合はその理由

()

・補助金の振込みについてⅡの口座登録をお願いします。

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい

① 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください (単数 ・ 複数)

② 世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

③ 被災した住宅の住所

〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒
電話番号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい (被災日：令和 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体・ 大規模半壊・中規模半壊・ 長期避難)	(半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：)
---------------------------------------------------	------------------------

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預金通帳の写し り災証明書 その他 ()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 中規模半壊世帯の場合は、下段の金額を選択してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 () 中規模半壊世帯の場合は上記 に加えて下記を添付 住民票 預金通帳の写し り災証明書
	100万円	75万円			
補修	100万円	75万円			
	50万円	37.5万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
					申請額(C-D) : 万円

- (注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで (その他の場合は書面名も記入して) ください。
 (注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高いほうの額が最終的な支給額となります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

別紙様式第2号

被災者自立生活再建支援補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

静岡県知事 氏 名

年 月 日に申請があった被災者自立生活再建支援補助金の交付について、
次のとおり決定し、及び確定します。

記

決定及び確定の内容

(1) 金 額 円

(2) 交付の対象

被災者自立生活再建支援補助金交付決定明細書のとおり

被災者自立生活再建支援補助金交付決定明細書

1	交付番号	第	号		被災日
2	交付額		円		年 月 日

項 目		申請額	交付額	摘要	備考
基礎 支 援 金	既交付額※				
	今年度交付決定額				最終申請期限
	今回申請額				年 月 日
	申請額合計				
加算 支 援 金	既交付額※				
	今年度交付決定額				最終申請期限
	今回申請額				年 月 日
	申請額合計				
合計（既交付額＋申請額）					
今回申請額計					

※ 既交付額は前年度までの交付額の合計を記載します。

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた被災者
自立生活再建支援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
申請者
氏 名

別紙様式第3号

被災者自立生活再建支援補助金却下決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

静岡県知事 氏 名

年 月 日に申請された被災者自立生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

(理由)

ウ 補助金交付要綱等

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱

平成11年11月12日

告示第914号

静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第22条の規定に基づき、被災者自立生活再建支援補助金交付要綱を次のように定める。

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援するため、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害で、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないものをいう。
- (2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により、その居住する住宅が被害を受けた世帯のうち次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア その居住する住宅が全壊した世帯
 - イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - エ その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)
 - オ その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。)
- (3) この要綱において「基礎支援金」とは、住宅の被災程度に応じて交付する補助金をいう。
- (4) この要綱において「加算支援金」とは、住宅の再建方法に応じて、基礎支援金に加算して交付する補助金をいう。

第3 補助額

別表の被災世帯の欄及び補助金の欄に掲げる被災世帯及び補助金の区分に応じ、それぞれ同表の補助額の欄に掲げる額(同一の自然災害について、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合(前年度以前に交付を受けている場合を含む。))にあつては、知事が別に定める額)とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

当該自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金については13月、加算支援金については37月を経過する日(知事がやむを得ない事情があると認めた場合にあつては、知事が別に定める日)まで

第5 請求の手續

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第2号)

(2) 提出期限

補助金交付決定及び確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第6 書類の経由

この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、申請者の所在地を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

第7 その他

この補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給に準じて行うものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成11年4月5日以降に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成17年3月15日告示第331号)

この告示は、公示の日から施行し、平成16年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成18年3月7日告示第239号)

この告示は、公示の日から施行し、平成17年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成18年10月24日告示第976号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に従前の規定及び様式により作成されている用紙等は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成19年3月30日告示第452号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日告示第170号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月1日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年1月4日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年7月3日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する補助金の交付について適用する。

附 則(令和3年3月26日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示(第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表

被災世帯		補助金		補助額
全壊世帯	複数世帯	基礎支援金		100万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		75万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円
大規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		50万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		37万5,000円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円

中規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	100万円
			その居住する住宅を補修する場合	50万円
	その居住する住宅を賃借する場合		25万円	
	単数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75万円
			その居住する住宅を補修する場合	37万5,000円
その居住する住宅を賃借する場合			18万7,500円	

(注)

- 1 「全壊世帯」とは、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯以外の被災世帯をいう。
- 2 「複数世帯」とは、被災世帯であって単数世帯以外の世帯をいう。
- 3 「単数世帯」とは、被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯をいう。
- 4 加算支援金の補助額は、同一の自然災害について2以上の場合に該当するときは、これらの場合に応じた補助額のうち最も高い補助額とする。
- 5 賃借する住宅には、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅は含まないものとする。

被災者自立生活再建支援補助金交付要領

第1 目的

被災者自立生活再建支援補助金の交付は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、自立した生活の開始を支援することを目的とする。

第2 自然災害の認定

(1) 自然災害の認定

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱(平成11年静岡県告示第914号。以下「要綱」という。)第2(1)の「自然災害」は、原則として同一の自然現象(以下「原因」という。)によるものを単位とする。ただし、同時または相接近して異なる原因による自然災害が発生した場合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合には、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定するものとする。

(2) その他の異常な自然現象の定義

要綱第2(1)の「その他の異常な自然現象」とは地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいうものとする。

第3 被災世帯の認定

(1) 世帯の定義

ア 要綱第2(2)の「世帯」とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうものとする。

イ 赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでない。

ウ 1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとする。

(2) 住宅の定義

要綱第2(2)の「住宅」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わないものとする。

(3) 居住の定義

要綱第2(2)の「居住」とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいい、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは居住には当たらないものとする。住民登録の有無は、生活の本拠を見分ける上で有力な判断材料の1つである。

(4) 住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯

ア 要綱第2(2)イの「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、賃借している住宅に被害を受けて賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型的なケースと考えられるところであるが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していくことになる。

イ 要綱第2(2)ウの世帯とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとする。

本規定は、雲仙岳噴火災害のように警戒区域の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが不能となるような被災世帯を念頭においたものであり、その認定にあたっては、設定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に、被災世帯として認定するものとする。

なお、この場合にあっては、個別の災害があらかじめ要綱第2(1)に定める自然災害となるものでなければならない。

(5) 大規模半壊の定義

要綱第2(2)のエの「構造耐力上主要な部分」とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

大規模半壊は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「統一基準」という。）による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「大規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(6) 中規模半壊の定義

中規模半壊は、統一基準による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「中規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が 20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(7) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（統一基準）、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により市町が行うものとする。被害認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。

なお、全壊には全焼、全流出が、半壊には半焼が含まれるものとする。

第4 補助対象世帯の認定

(1) 世帯主の定義

要綱第1に定める世帯主とは、世帯の居住する住宅が被害を受けた日（以下「被災日」という。）において、主として当該世帯の生計を維持している者をいうものとする。

なお、「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断の基準を一律に定めることは困難であることから、当該世帯の諸般の事情を勘案し、個々の事例に即して判断すべきものとする。

(2) 認定の基準日

世帯主、世帯に属する者の認定は、原則として被災日を基準とする。

第5 補助金の交付の申請方法等

(1) 申請者

補助金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者を申請者とすることができる。その場合は、被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）に理由を記載すること。

(2) 要綱第4(1)イに規定する「知事が別に定める書類」は以下のとおりとする。

ア 被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）

イ 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類

ウ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行するり災証明書（要綱第2(2)ア又はエに該当する世帯の場合）（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合（要綱第2(2)イに該当する世帯の場合）も同様。）

エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる書類（要綱第2(2)イに該当する世帯の場合）

オ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類（要綱第2(2)イに該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯の場合）

カ 長期避難世帯に該当する旨の市町による証明書類（要綱第2(2)ウに該当する世帯の場合）

(3) 申請期間の延長

要綱第4(2)に規定する補助金の申請期間の延長は、知事が、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認められる場合におこなうものとするが、この場合、自然災害が発生した日から起算して要綱第4(2)に定める申請期間に最大12月を加えた期間を経過する日までの範囲を限度として、真に必要と判断される期間を設定するものとする。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなるため、市町を単位として、申請期間の延長を行うことができるものとする。

(4) 要綱第2(2)イに該当する場合は、基礎支援金の対象となるため、解体は、原則として、基礎支援金の申請期間である13月以内に行われる必要がある。

(5) 要綱第3に規定する「知事が別に定める額」は以下のとおりとする。

ア 基礎支援金については、既に交付を受けている額を控除した額

イ 加算支援金については、「住宅を補修する場合」の補助金の交付を受けている場合は0、それ以外の場合は、既に交付を受けている額を控除した額

第6 補助金の交付決定

(1) 知事は、申請者に対して補助金を交付することを決定したときは、交付番号、申請期間等を記載した被災者自立生活再建支援補助金交付決定及び確定通知書（別紙様式第2号）を申請者に速やかに交付しなければならない。

(2) 知事は、申請者に対して補助金を交付しないことを決定したときは、被災者自立生活再建支援補助金却下決定通知書（別紙様式第3号）を申請者に速やかに交付しなければならない。

被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯であって経済的理由等により住宅を再建することが真に困難なものの住宅再建を支援するため、当該世帯が住宅の建設、購入又は補修を行う場合に、その費用の全部又は一部を補助する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当するものをいう。ただし、東海地震は除く。

(2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を受ける世帯を除く。

ア 当該世帯に属する者の収入（当該世帯に属する者の当該世帯が被災世帯となった年の前年（1月から5月までの間に被災世帯となった場合にあっては、前前年）の総所得金額の区分に応じ、それぞれ別表1の収入の額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。）の合計額（以下「収入合計額」という。）が500万円以下である世帯

イ 収入合計額が500万円を超え800万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が60歳以上であるもの（収入合計額が500万円を超え700万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が45歳以上60歳未満である世帯を含む。）又は要援護世帯（別表2に掲げる世帯をいう。以下同じ。）であるもの

第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) 補助の対象

被災世帯が被災した住宅に代わる住宅の建設、購入（他の都道府県において住宅を建設、購入する場合を除く。）又は被災した住宅の補修を行うのに要する費用の全部又は一部について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費

(2) 補助率(額)

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、250,000円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 市町の補助金交付要綱

(2) 提出期限

当該自然災害が発生した日から起算して、2年を経過する日（知事がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、知事が別に定める日）まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第6号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）

- (2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日以降に生じた自然災害にかかる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日以降に生じた自然災害にかかる補助金から適用する。

別表 1

総所得金額	収入の額
97万5千円以下の額	総所得金額に65万円を加えた額
97万5千円を超え、108万円以下の額	総所得金額を0.6で除した額
108万円を超え、234万円以下の額	総所得金額に18万円を加えた額を0.7で除した額
234万円を超え、474万円以下の額	総所得金額に54万円を加えた額を0.8で除した額
474万円を超え、780万円以下の額	総所得金額に120万円を加えた額を0.9で除した額
780万円を超える額	総所得金額に170万円を加えた額を0.95で除した額

別表 2

1	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1級である者として記載されている者が属する世帯
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者が属する世帯
4	国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第1項、第30条の2第3項、第30条の3第1項又は第30条の4第1項若しくは第3項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第30条第2項に定める障害等級が1級であるものが属する世帯
5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第2条第5項に定める障害等級が1級であるもの、同法第17条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第26条の2の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
6	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める特別項症から第3項症までである者として記載されている者が属する世帯
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けているものが属する世帯

8	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第25条第1項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条の表に定める特級、1級若しくは2級に該当するものが属する世帯
9	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
10	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が本表1の項又は3の項に準ずるものが属する世帯
11	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
12	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているものが属する世帯
13	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
14	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者である者が属する世帯

被災者住宅再建支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 

年度において被災者住宅再建支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 金額 円
- 2 事業の目的

事業計画書(変更事業計画書)

1 事業着手予定年月日及び事業完了予定年月日

(1) 事業着手予定年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

2 交付申請額の算出方法

対象世帯数(世帯)	支出見込額(円)	備 考
うち県費補助金交付額		

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

被災者住宅再建支援事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた被災者住宅再建支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

実 績 報 告 書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災者住宅再建支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業実績書

世帯の状況					実支出額 A (円)	県費 補助金額 B (円)
住所	世帯主 氏名	要援護 世帯の 種別	世帯の 収入 合計額 (円)	建設 購入 補修 の別		
合 計						

(注)

- 1 「要援護世帯の種別」欄には、要綱別表2の1から14の別を記入すること。
- 2 B欄には、A欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。ただし、要綱第3(2)の補助額を超える場合は当該補助額を記入すること。

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた被災者住宅再建支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

(5) 災害特別見舞金制度

ア 要旨

近年、自然災害が頻発化・甚大化していることから、短期間に複数回被災した方の負担を軽減するため、被災世帯に対し、災害特別見舞金を令和5年11月に創設、遡及し、令和4年5月から適用。

イ 制度概要

区 分	内 容
財 源	県負担 10/10
事業概要	13月を経過する日までに複数回罹災した世帯（罹災証明書で判断）に対して見舞金を支給する。（床上浸水以上の被災）
支給対象 支給額	全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害が発生した日から起算して、13月を経過する日までに、全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害により住家が再度被害を受けた場合において、当該世帯の世帯主に支給する。 ・全 壊 1世帯当たり 10万円 ・半 壊 1世帯当たり 5万円 ・準半壊 1世帯当たり 2万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円 （再度被害の罹災証明書の区分により支給）
施行日	令和4年5月3日から適用する。 （本制度の創設の契機となった令和5年台風第2号（R5.6.2）を起点として13月前から適用）
事務手続	申 出：被災者は市町へ申出書を提出し、市町は健康福祉センターを經由し知事（企画政策課）に申出書を提出 支 出：県から直接、被災者に支出 ※「扶助費」で支出 ※被災者自立生活再建支援制度の手続を準用

「災害特別見舞金支給申出書」チェックリスト

書類名称	内 容	チェック
支給申出書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の氏名が記載されてるか 	
罹災証明	<ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書の写し」は、13か月の期間内に交付された2枚 (「罹災証明書①」「罹災証明書②」)が添付されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書①」「罹災証明書②」の被害は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水のいずれかが記載されたものか (一部損壊、床下浸水は対象外) 	
見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ・「見舞金」は「罹災証明書②」の「被害の程度」と「浸水区分」のうち金額の大きい箇所にチェックされているか 	
口座振替通知登録申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・「口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書」が添付されているか ・世帯主の口座が記載されているか <p>※各健康福祉センターは債権者登録の写しを、追加で添付</p>	
預金通帳の写	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店名等、預金種別、口座番号、世帯主本人のカタカナ氏名の確認ができるか。 	

<参考>

(災害特別見舞金の支給) 第3条

全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害(罹災証明書①)が発生した日から起算して、13月を経過する日までに、全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害(罹災証明書②)により住家が再度被害を受けた場合において、当該世帯の世帯主に支給するものとし、その額は、再度被害の程度に応じた当該各号に定めるとおりとする。

記入例

様式第1号

災害特別見舞金支給申出書

令和 ○年 ○月 ○日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

住所 〒○○○-○○○ ○○市○○

申出者（世帯主）

氏名 ○○○ ○○○

押印は不要です

電話 ○○○ - ○○○ - ○○○

※「罹災証明書」は13月の期間内に交付された「罹災証明書①」「罹災証明書②」（対象：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水）を記載してください。

※「見舞金」は「罹災証明書②」の「被害の程度」と「浸水区分」のうち金額の大きい箇所にチェックしてください。

区 分	罹災証明書①	罹災証明書②		見舞金
罹 災 日	令和4年5月3日	令和4年9月23日		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊	⇒	<input checked="" type="checkbox"/> 100,000円
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	⇒	<input type="checkbox"/> 50,000円
	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	⇒	<input type="checkbox"/> 50,000円
	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	⇒	<input type="checkbox"/> 50,000円
	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	⇒	<input type="checkbox"/> 20,000円
浸水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水	<input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水		<input type="checkbox"/> 20,000円

（添付書類）

- ・罹災証明書の写し（「罹災証明書①」「罹災証明書②」）
- ・口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書（世帯主の口座を記入）
- ・預金通帳の写し等（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、世帯主本人のカタカナ氏名等）

2 災害弔慰金等

(1) 概要

ア 根拠 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
災害弔慰金等補助金交付要綱（県）

イ 目的

項 目	内 容
災 害 弔 慰 金	政令で定める自然災害により死亡（行方不明）した者の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の救済を図る。
災 害 障 害 見 舞 金	政令で定める自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障害者の救済を図る。

ウ 内容

(7) 対象災害

次の自然災害

- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 つ以上ある場合の災害

(イ) 弔慰金等の額

種 類	対 象 者	金 額
災 害 弔 慰 金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500 万円
	その他の場合	250 万円
災 害 障 害 見 舞 金	障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
	その他の場合	125 万円

(ウ) 支給される遺族の範囲

死亡した者の死亡当時における

- ・ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、
- ・ 上記のいずれもが存在しない場合は、兄弟姉妹

（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

エ 実施主体

市町（国→県→市町） * 市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

オ 補助率 国 2/4 県 1/4 市町 1/4

(2) 災害弔慰金の申請書類

(根拠規定)

県「災害弔慰金等補助金交付要綱」

第4 交付の申請（提出書類 各2部）

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 市町の災害弔慰金の支給等に関する条例、規則等

エ 収支予算書

オ その他参考となる書類

(申請書類の記載方法)

書類	説 明																																									
ア	所定様式に必要な事項を記載してください。																																									
イ	〃																																									
ウ	支給根拠となる条例や規則等の写を添付してください。																																									
エ	<p>各市町の様式で可、A4横にて作成し市町長印を押印。</p> <p>(参考例)</p> <p style="text-align: right;">市町名 ○○市町</p> <p>歳 入 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">款項目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">本年度</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">前年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">節</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">説 明</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>歳 出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 10%;">款項目</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">本年度</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">前年度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">本年度の財産内訳</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">節</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">説 明</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">特定財源</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">一般財源</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">国・県負担金</th> <th style="text-align: center;">地方債</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>この抄本は原本と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○市町長 印</p>	款項目	本年度	前年度	節		説 明	区 分	金 額							款項目	本年度	前年度	本年度の財産内訳			節		説 明	特定財源			一般財源	区分	金額	国・県負担金	地方債	その他									
款項目	本年度				前年度	節		説 明																																		
		区 分	金 額																																							
款項目	本年度	前年度	本年度の財産内訳			節		説 明																																		
			特定財源			一般財源	区分		金額																																	
			国・県負担金	地方債	その他																																					

1 災害弔慰金の支給に関する調書（①～⑥について記載）

①死亡者（住所、指名、性別、生年月日、年齢）

②死亡年月日

③死亡状況

④支給の制限に関する事項 ※下記【参考】を参照

「〇〇氏は、〇〇(死亡の理由を可能な限り詳細に記載)により死亡したことから故意又は重大な過失があったとは思われない。又、死亡に関し、奉職金その他これに準じる厚生労働大臣が定める給付金の支給もないことから、支給の制限を受けるものはない。」

⑤支給額 〇〇万円（県 3/4 町 1/4）

⑥災害弔慰金支給に関する市町としての意見

主たる生計維持者であるかどうかの見解等を記載してください。

【参考】

○災害弔慰金の支給等に関する法律

（支給の制限）

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（法第五条に規定する政令で定める場合）

第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

○災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成 25 年内閣府告示第 230 号）

三 令第二条に規定する内閣総理大臣が定める給付金は、次の各号に掲げるものとする。

イ 災害救助法第十二条の規定により支給される扶助金

ロ 警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）第四条の規定により支給される賞じゅつ金

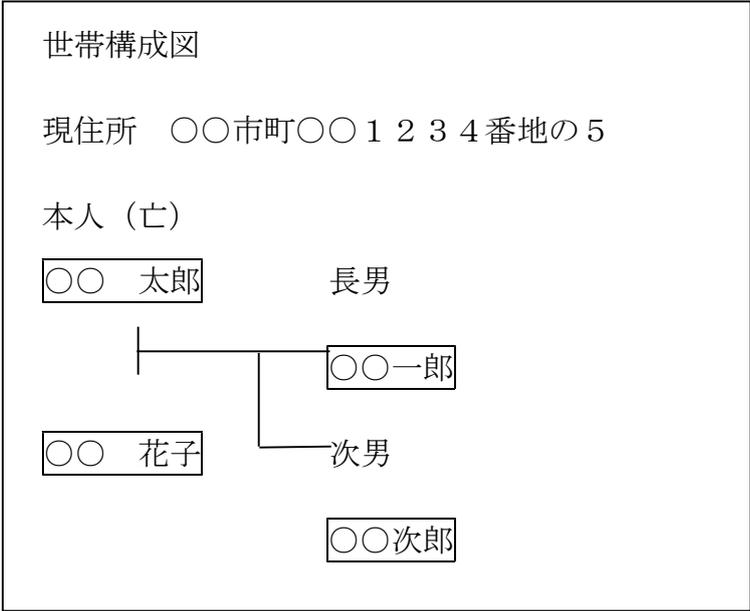
ハ 消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）第五条の規定により支給される賞じゅつ金

ニ 賞じゅつ金に関する訓令（昭和三十八年防衛庁訓令第十五号）第二条の規定により支給される賞じゅつ金

オ

2 世帯構成図

(以下を参考に作成してください)



3 死体検案書 (写)

4 死亡届 (写)

5 被災現場地図 (広域及び詳細)

6 住民票 (除票)

7 新聞記事等 (関連記事がある場合)

(1～7以外に参考となる書類があれば適宜添付してください)

(3) 災害弔慰金等補助金交付要綱

災害弔慰金等補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は災害により死亡した者（災害の際現にその場に居合わせた者で、当該災害により死亡したものと推定できるものを含む。以下「災害死亡者」という。）の遺族に対する災害弔慰金及び災害障害者に対する災害障害見舞金を支給する市町に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「災害」とは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき政令で定められた災害をいう。
- (2) この要綱において「遺族」とは、法第3条第2項に規定する遺族をいう。
- (3) この要綱において「災害障害者」とは、法第8条第1項に規定する障害者をいう。

第3 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象

市町が、災害死亡者の遺族に対する災害弔慰金及び災害障害者に対する災害障害見舞金を支給する事業に要する経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の4分の3以内とし、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

災害弔慰金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	5,000,000円
	その他の場合	2,500,000円
災害障害見舞金	障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	2,500,000円
	その他の場合	1,250,000円

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各2部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書
- エ 市町の災害弔慰金の支給等に関する条例、規則等
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金と事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第3号）を作成し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

第6 実績報告

- (1) 提出書類 各2部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 事業実績書（様式第5号）

ウ 収支決算書

エ その他参考となる書類

- (2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後10日以内

第8 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（様式第6号）

第9 書類の経由

この要綱に基づき市町が知事に提出すべき書類は、当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年度分の補助金から適用する。

市町村災害弔慰金及び見舞金補助金交付要綱（昭和48年3月3日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、昭和50年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年9月1日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 8 月 1 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 6 月 3 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 21 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

様式第1号（様式 日本産業規格A4縦型）

災害弔慰金等補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年度において災害弔慰金等支給事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
- (2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

様式第2号 (その1) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業計画書

災害名	災害発生年月日	死亡・行方不明の別	災害死亡者			遺族		支給予定額 A 円	県費補助所要額 B 円	死亡又は行方不明に至った経過
			区分	住所	氏名 (年月日生)	年齢	性別			
			生		(年月日生)					
			計		(年月日生)					
			維持者		(年月日生)					
					(年月日生)					
			その他の者		(年月日生)					
					(年月日生)					
合計										

(注) 1 「死亡、行方不明の別」欄のうち、行方不明として記入する場合における行方不明者とは、災害によって死亡したものと推定できる者をいう。

2 「災害死亡者」欄の()には、生年月日を記入すること。

3 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が3,750,000円を超える場合は3,750,000円、その他の者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円とする。)を記入すること。

様式第2号 (その2) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業計画書

災害名	災害発生年月日	災害箇所		障害者		支給予定額 A 円	県費補助所要額 B 円	障害に至った経過
		区分	氏名 (年月日生)	年齢	性別			
		生						
		計						
		維						
		持						
		者						
		その他						
		の者						
合計								

(注) 1 「災害障害者」欄の()には、生年月日を記入すること。

2 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円、その他の者についてはその額が937,500円を超える場合は937,500円とする。)を記入すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4横型)

年度災害弔慰金等補助金調書

年度静岡県健康福祉部所管 市町名 ()

歳出 予算科目	県		市				町		備考
	交付 決定額	補助 率	入		出		支出 済額		
			歳 目	歳 目	科 目	科 目			
			予算現額	収入済額	予算現額	県費補助相当額	うち県費補助相当額		

- (注) 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式第4号（様式 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた災害弔慰金等支給
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第5号 (その1) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業実績書

災害名	災害発生年月日	死亡・行方不明の別	災害死		遺族		実支出額 A 円	県費補助 所要額B 円	県費補助 交付 決定額C 円	県費補助 金受入済 額D 円	差引過 △不足額 (B-D)E 円	備考
			区分	住所	氏名 (年月日生)	続柄						
			生		(年月日生)							
			計		(年月日生)							
			維持		(年月日生)							
			者		(年月日生)							
			その他		(年月日生)							
			の者		(年月日生)							
合計												

(注) 1 「死亡、行方不明の別」欄のうち、行方不明として記入する場合における行方不明者とは、災害によって死亡したものと推定できる者をいう。

2 「災害死亡者」欄の()には、生年月日を記入すること。

3 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が3,750,000円を超える場合は3,750,000円、その他の者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円とする。)を記入すること。

様式第5号 (その2) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業実績書

災害名	災害発生年月日	災害障害者		実支出額 A 円	県費補助 所要額B 円	県費補助 交付 決定額C 円	県費補助 金受入済 額D 円	差引過 △不足額 (B-D)E 円	備考
		区分	住所 氏名 (年月日生)						
		生 計 維 持 者							
		そ の 他 の 者							
合	計								

(注) 1 「災害障害者」欄の()には、生年月日を記入すること。

2 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円、その他の者についてはその額が937,500円を超える場合は937,500円とする。)を記入すること。

様式第6号（様式 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた災害弔慰金等支給事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

3 災害援護資金貸付金

(1) 概要

ア 根拠 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱

イ 目的

災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

ウ 内容

(7) 適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が1ヵ所以上あること。

(イ) 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
イ 家財の1/3以上の損害	150万円	
ウ 住居の半壊	170万円 (250)	
エ 住居の全壊	250万円 (350)	
オ 住居全体の滅失又は流失	350万円	

() 内は残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

※1 アとイの両方の被害がある場合も限度額は250万円となる

(ウ) 貸付対象者の所得制限

総所得額が世帯人員に対して次の金額未満であること。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	760万円	1人増すごとに、 760万円に30万円加算

(4) 貸付方法

市町条例に基づき市町長が実施(災害発生から3か月以内に受付)

(5) 利 率

年 3%以内で市町の 条例で定める額 (利息は市町村収入)	国 → 県 → 市町 →	対象者
	無利子 無利子	年 3%以内で市町の 条例で定める額 (据置期間 3 年は無利子)

(6) 償還期間

10 年償還 (うち据置期間 3 年) 対象者	→ 市町 → 県 → 国
	10 年 11 年 12 年

(7) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦 (元利均等償還)

4 実施主体 市町

5 費用負担 国 2/3 県・指定都市 1/3

静岡県災害援護資金貸付要綱

第1 趣旨

この要綱は、災害によって被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う市町に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき県が貸付ける貸付金（以下「県貸付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 貸付対象事業

県貸付金は、法第10条第1項の規定により市町が行う災害援護資金貸付事業を対象とする。

第3 貸付額

県貸付金の貸付額は、次のアに定める額と次のイに定める額とを比較して、いずれか少ない額とする。

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第3条に規定する災害により被害を受けた世帯で、令第4条に定めるところにより算定したこれに属する者の年間所得の合計額が令第5条に定める額に満たないものについて、次の表の左欄に掲げるこれらの世帯が受けた被害の種類及び程度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体の滅失	350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4) 次のいずれかに該当し、かつ、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア (2)のイの場合	250万円
イ (2)のウの場合	350万円
ウ (3)のイの場合	350万円

イ 市町が、法第10条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより貸し付けた災害援護資金の額

第4 貸付けの条件

次に掲げる事項は、県貸付金の貸付決定をする際の条件となるものとする。

- 1 貸付の利率は、延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 償還期限は、災害援護資金県貸付金の貸付決定通知日の翌日から起算して11年間とする。
- 3 償還の方法は、県貸付金の償還期間の終期前1年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、毎年度4月1日から9月30日までの間に被災者から償還を受けた金額については、当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の9月30日までに、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。）に相当する金額をそれぞれの期間ごとにとりまとめて行うものとする。
- 4 知事は、市町が法第14条第1項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、法第14条第2項の規定により当該市町に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 5 知事は、市町がこの条件に違反した場合には県貸付金の全部又は一部について一時償還を命ずることができるものとする。
- 6 貸付を受けた市町が償還期日までに債務を履行しないときは、償還未済金につき、償還期日の翌日から履行する日までの期間に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額を県に支払わなければならない。
- 7 5の一時償還を命ぜられたときは、当該貸付金の貸付の日から履行する日までの期間に応じ、一時償還を命ぜられた額に対し年5パーセントの割合で計算した金額を県に支払わなければならない。
- 8 知事は、必要があるときは、市町に対し貸付事務又は貸付金の状況に関し質問し、帳簿書類を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。
- 9 市町は、貸付事業の遂行は困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示に従わなければならない。
- 10 貸付を受けた市町が県貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還をしようとするときは、あらかじめ知事の指示を得なければならない。

第5 借入れの申請

県貸付金の貸付を受けようとする市町は、別に定める日までに様式第1号による借入申請書を知事に提出しなければならない。

第6 貸付けの決定

知事は、第5に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは貸付を決定し、その旨を当該市町に通知するものとする。

第7 貸付けの手続

第6の規定による通知を受けた市町は、速やかに、様式第2号による貸付請求書及び様式第3号による借用証書を知事に提出しなければならない。

第8 貸付金の変更申請等の手続

貸付金の貸付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加申請等を行う場合には、第5及び第7に定める手続に従い行うものとする。

第9 貸付事業報告

県貸付金による災害援護資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）が完了したときは、当該年度における貸付事業及び当該年度前の貸付に係る償還状況を様式第4号による報告書により翌年度5月末日までに知事に提出しなければならない。

第10 書類の經由

この要綱に基づき市町が知事に提出する書類は、当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を經由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和50年度分の県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和52年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和54年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和56年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和56年7月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年9月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和58年8月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 60 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 62 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 63 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 5 月 26 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 4 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 21 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 8 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

様式第 1 号（様式 日本産業規格 A 4 縦型）

年度災害援護資金県貸付金借入申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 日発生の 災害における資金の貸付けを行うため、災害援護資金県貸付金を次のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 借入申請額 円
- 2 貸付事業内容
 - (1) 年度災害援護資金貸付内訳書 別紙 1
 - (2) 年度災害援護資金貸付の重複貸付及び特別貸付内訳書 別紙 2
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書の写
 - (2) 災害援護資金貸付決定通知を行った者の名簿の写
 - (3) その他参考となる書類
 - ア 市町の災害援護資金貸付に関する条例
 - イ 市町の被害状況
 - ウ その他

別紙 1 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

年度災害援護資金貸付内訳書

(単位：千円)

市町名	災害名	貸付限度額別貸付件数及び貸付額										本年度 既貸付額	備考			
		世帯主の負傷		住居の全壊		住居の半壊		家財の損害		重複貸付及び特別貸付				計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	
1	月 日 発生の災害															
	計															

- (注) 1 「本年度既貸付額」には、本貸付計画前の災害において貸付けた貸付額を計上すること。
 2 「重複貸付及び特別貸付」がある場合は、別紙 2 の様式による内訳を作成のこと。

別紙2 (用紙 日本産業規格A4横型)

年度災害援護資金の重複貸付及び特別貸付内訳書

(単位：千円)

市町名	災害名	貸付限度額別貸付件数及び貸付額												備考	
		家財の損害と負傷		住居の半壊と負傷		住居の全壊と負傷		特別貸付		計		金額			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
1	月日 発生の災害														
	計														

(注) この内訳書は、別紙1の「重複貸付及び特別貸付」の内訳であること。

様式第2号（様式 日本産業規格A4縦型）

年度災害援護資金県貸付金貸付請求書

金 額 円

年 月 日付け 第 号により貸付決定を受けた 年度災害援護資金
県貸付金として上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第3号（様式 日本産業規格A4縦型）

災害援護資金県貸付金借用証書

災害援護資金県貸付金 円を静岡県災害援護資金貸付要綱を承諾の
うえ借用しました。

なお、元金は次の場所に払いこみます。

静岡県指定金融機関又は指定代理金融機関

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

様式第4号（様式 日本産業規格A4縦型）

年度災害援護資金貸付金貸付事業
償 還 状 況 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 付け 第 号により貸付けの決定を受けた標記事業及び当該年度前における貸付金の償還状況について、次のとおり報告します。

1 年度貸付事業報告

(1) 借入決定額 円

(2) 貸付事業内訳

ア 年度災害援護資金貸付事業内訳 別紙1

イ 年度災害援護資金貸付事業の重複貸付及び特別貸付内訳書 別紙1の2

2 災害援護資金償還状況報告 別紙2

3 添付書類

(1) 年度市町歳入・歳出決算書抄本

(2) その他参考となる書類

(注) 1の(1)の貸付決定額は2回以上にわたって貸付決定を受けた場合はその内訳を記入すること。

別紙 1 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

年度災害援護資金貸付事業内訳

(単位：千円)

市町名	災害名	貸付限度額別貸付件数及び貸付額												備考			
		世帯主の負傷		住居の全壊		住居全体の滅失流失		住居の半壊		家財の損害		重複貸付及び特別貸付			計		
県貸付金 受入額 (貸付年月日) (受入年月日)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
合計																	

(注)「重複貸付及び特別貸付」がある場合は、別紙 1 の 2 による内訳を作成のこと。

別紙1の2 (用紙 日本産業規格A4横型)

年度災害援護資金貸付事業の重複貸付及び特別貸付内訳書

(単位：千円)

市町名	災害名	貸付限度額別内訳												備考			
		家財の損害と負傷		住居の半壊と負傷		住居の全壊と負傷		特別貸付		計		旧重複貸付					
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
	合計																

(注) この内訳書は、別紙1の「重複貸付及び特別貸付」の内訳であること。

別紙 2 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

災害援護資金償還状況報告

(単位：円)

年度	市町名		県貸付金の償還額			償還を免除した額 E	未償還額 (A-D-E)F	備考
	県貸付金受入額	償還期限	金額 A	既償還額 B	本年度償還額 C			
受入年月日								
計								

(注) 1 年ごとに別葉とすること。

Ⅲ 參考資料

2 被災者相談窓口のレイアウト図

参考

- 「令和3年7月1日からの大雨」による被害における被災者相談窓口のレイアウト（7月26日）
- 令和7年度台風15号被害「罹災証明等交付・生活再建制度相談申請窓口」
「専門家による生活なんでも相談」

「令和3年7月1日からの大雨」による被害における被災者相談窓口のレイアウト(7月26日)

熱海市福祉センター3階

【多目的ホール】

【生活再建に関する相談】

⑥ 静岡県災害対策
士業連絡会

④ 静岡県災害対策
士業連絡会

⑦ 静岡県災害対策
士業連絡会

⑤ 静岡県災害対策
士業連絡会

⑧ 行政に関する
よろず相談
(静岡県県民生活課)

⑨ 生活相談
(社会福祉協議会)

パンフレット

みなし仮設住宅相談
&
公営住宅入居相談
(7月30日～)

⑩ 災害サポート
レンタカー受付
(一般社団法人日
本カーシェアリン
グ協会)

待合ブース

エレベーター

消毒・
検温

【大広間】

【被災者生活再建支援制度】

② 申請受付

申請受付
(予備)

③ 申請受付

① 申請受付

待合ブース

コピー

電話

住民票発行へ案内
(本庁住民課へ)

り災証明を持っている人

①【り災証明】

り災証明申請

待合ブース

申請
受付

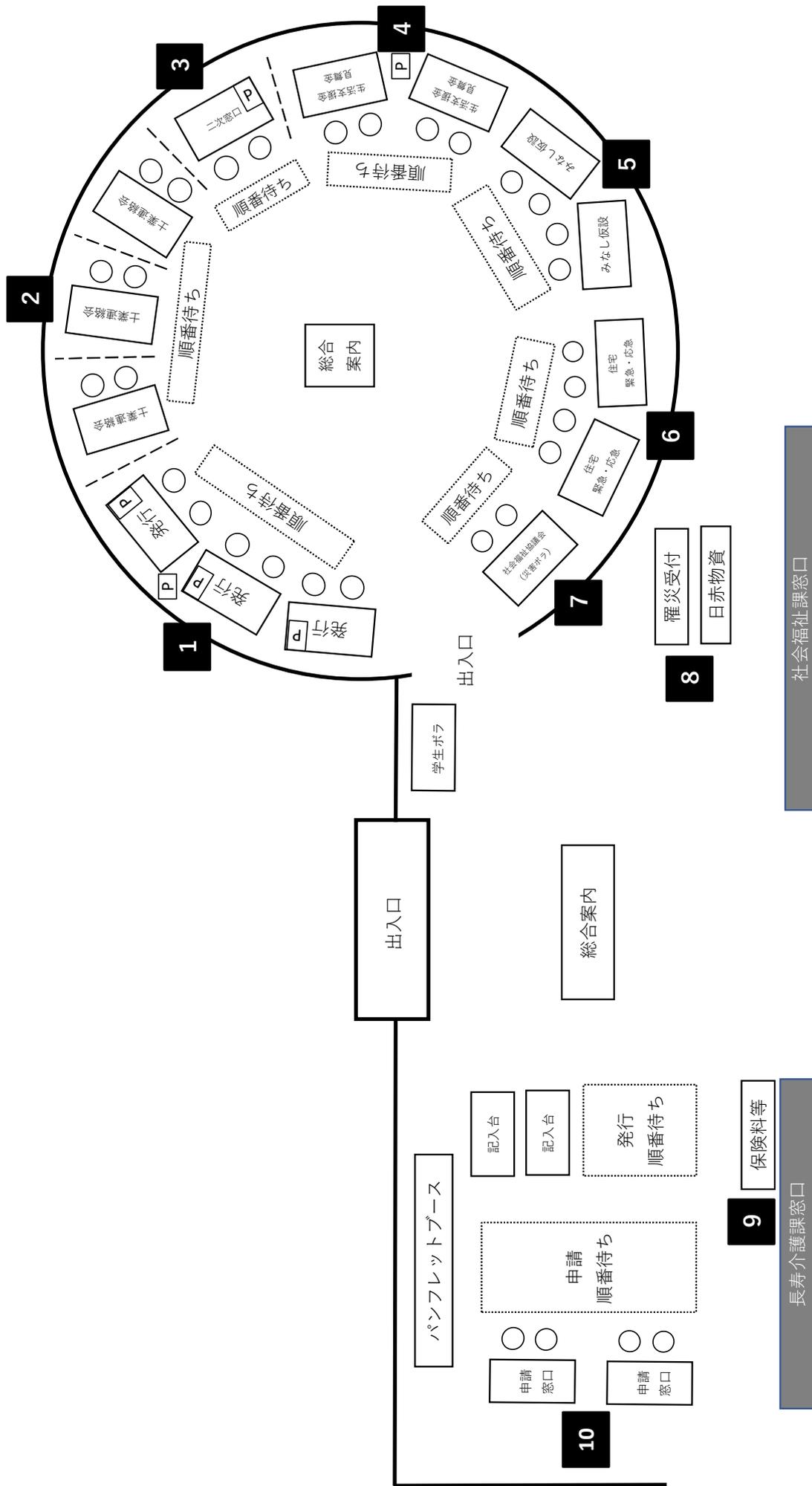
申請
受付

り災証明受付

※被災自治体の状況に応じ、申請者の負担を最小限にすることを念頭にレイアウトを検討する必要がある。

令和7年度台風15号被害「罹災証明等交付・生活再建制度相談申請窓口」

「専門家による生活なんでも相談」



社会福祉課窓口

長寿介護課窓口

3 災害救助法適用災害一覧 (S20~)

年度	発 生 年 月 日	災 害 名	被 害 区 分							救助法適用市町村	
			死 者	不 明	負 傷 者	全 壊、流 失	半 壊 (焼)	一 部 破 損	床 上 浸 水		床 下 浸 水
S 20	20.10.4	台風第19号	24				18		391	3,320	※災害救助法は昭和22年10月20日 施行のため適用外だが適用相当規 模の災害のため掲載
	20.10.8	阿久根台風	5		2	43	17		706	2,437	
23	23.9.13	アイオン台風	5		14	203	218		2,723	7,653	(田方郡) 六郷村
24	24.8.31	キテイ台風	1	6	72	143	247		290	291	(田方郡) 網代町、宇佐美村
25	25.4.13	火災			1,168	1,465	8				熱海市
27	27.6.23	ダイナ台風	7		10	5	13	258	995	2,949	沼津市、焼津市、(庵原郡) 内房 村、(榛原郡) 金谷町
28	28.9.13	停滞前線	9	1		65	14		71	209	(駿東郡) 小山町
	28.9.25	テス台風	1		13	60	120	322	1,642	4,954	(浜名郡) 舞阪町、新居町、鷺津 町、新所村、入出村、南庄内村、 北庄内村、伊佐美村、雄踏町、村 櫛村、和地村、篠原村、三方原 村、(引佐郡) 三ヶ日町、気賀
29	29.9.18	台風第14号	13		10	19	9		1,129	1,123	(志太郡) 朝比奈村、(榛原郡) 金谷町、(小笠郡) 原町村、袋井
30	30.8.30	水害	1		4	6	26		559		(富士郡) 吉原町、(庵原郡) 富 士川町
31	31.6.23	水害	1			1	1		368	2,084	吉原市
	32.2.28	火災	1		16	104	2				静岡市
33	33.7.23	台風第11号	1	1	2				504	954	静岡市、(田方郡) 函南村
	33.8.26	台風第17号	3	2	7				128	62	(磐田郡) 佐久間町
	33.9.26	狩野川台風 (台風第22号)	728	217	1,496	1,297	1,003	799	7,115	7,581	沼津市、熱海市、伊東市、(賀茂 郡) 城東村、河津町、下田町、南 伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂 村、(田方郡) 伊豆長岡町、修善 寺町、函南村、菰山村、大仁町、 北狩野村、中狩野村、上狩野村、
34	34.8.14	台風第7号	7	1	397	525	1,497	16,528	1,389	2,278	静岡市、沼津市、三島市、富士宮 市、吉原市、富士市、(賀茂郡) 南伊豆町、(富士郡) 鷹岡町、 (田方郡) 函南村、菰山村
	34.8.26	停滞前線	5		279	43	62	126	4,216	12,950	島田市、掛川市、藤枝市、袋井 市、(榛原郡) 金谷町、(小笠 郡) 三笠村、(周智郡) 森町、 (磐田郡) 豊岡村、(浜名郡) 浜
	34.9.26	伊勢湾台風	3		33	338	1,796	12,195	450	617	浜松市、天竜市、(磐田郡) 龍山 村、佐久間町、水窪町、(浜名 郡) 舞阪町、新居町、湖西町、 (引佐郡) 三ヶ日町
35	35.8.13	台風第11・12号	13	19	29	99	110	79	785	2,852	島田市、藤枝市、(榛原郡) 川根 町、金谷町、(志太郡) 岡部町
	35.11.16	火災			5	125	9				(庵原郡) 富士川町、(榛原郡) 川根町
36	36.6.29	梅雨前線	24	2	50	142	227	71	6,854	15,752	天竜市、三島市、沼津市、焼津 市、(田方郡) 土肥町、修善寺 町、大仁町、伊豆長岡町、菰山 村、戸田村、函南村、(磐田郡) 龍山村、(賀茂郡) 賀茂村
37	37.7.29	台風第7号	3		8	21	43		345	1,720	(榛原郡) 相良町、(小笠郡) 浜 岡町
40	40.9.10	台風第23・24号				12	39		521	627	天竜市、(周智郡) 春野町、(磐 田郡) 佐久間町
41	41.9.25	台風第26号	42	4	487	308	1,775	10,903	144	359	吉原市、富士市、焼津市、富士宮 市、御殿場市、(富士郡) 鷹岡 町、(庵原郡) 富士川町、(安倍 郡) 梅ヶ島村
	41.10.12	水害				1			165	200	(引佐郡) 三ヶ日町
43	43.8.25	台風第10号				4	176	14	161	40	(磐田郡) 佐久間町
44	44.8.5	台風第7号			4	1	124	36	272	363	(磐田郡) 佐久間町、(周智郡) 春野町
46	46.8.31	台風第23号	1		8	15	65	174	1,458	9,446	浜松市
47	47.7.12	47.7豪雨	2	1	8	17	29		78	138	(駿東郡) 小山町

年度	発 生 年月日	災 害 名	被 害 区 分								救助法適用市町村
			死 者	不 明	負傷者	全壊、流失	半壊 (焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	
4 9	49. 5. 9	伊豆半島沖地震	30		102	139	240	1,917			(賀茂郡) 南伊豆町
	49. 7. 7	七夕豪雨 (台風第8号)	44		241	241	350	152	26,452	54,092	静岡市、浜松市、沼津市、清水市、三島市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、(駿東郡) 清水町、(庵原郡) 由比町、(志太郡) 岡部町、(周智郡) 森町、春野町、(磐田郡) 豊岡村、(引佐郡) 細江町、引佐町、三ヶ日町
5 0	50. 10. 7	前線による大雨	6		18	4	11	49	2,864	16,572	浜松市、磐田市、下田市、(賀茂郡) 南伊豆町
5 1	51. 7. 11	前線による大雨	16		70	35	40	52	2,300	5,044	下田市、(賀茂郡) 南伊豆町、河津町、松崎町
	51. 8. 9	前線による大雨			7	7	17	24	746	3,111	富士市
	51. 10. 9	前線による大雨							266	299	(賀茂郡) 南伊豆町
5 2	53. 1. 14	伊豆半島近海地震	25		205	100	633	4,256			(賀茂郡) 東伊豆町、河津町
5 5	55. 8. 16	ゴールデン街 ガス爆発	15		222	6		16			静岡市
5 7	57. 9. 12	前線と台風第18号	14	1	44	51	31	163	6,465	14,731	静岡市、清水市、掛川市、焼津市、藤枝市、島田市、(榛原郡) 榛原町、金谷町、(小笠郡) 菊川町
H 3	3. 9. 10	集中豪雨	4		7	24	11	13	160	284	(賀茂郡) 河津町
1 0	10. 8. 30	8 月 末 豪 雨	2		2	2	6	2	180	299	(田方郡) 函南町
1 6	16. 10. 9	台風第22号	5	1	100	174	280	3,966	305	1,052	伊東市
R 1	1. 10. 12	台風第19号	3		7	7	9	449	1,010	1,424	伊豆の国市、(田方郡) 函南町
3	3. 7. 3	7 月 の 大 雨 (4号)	26	1	4	53	11	34			熱海市
4	4. 9. 23	台風第15号 (4号)	3		7	9	2,428	3,215	5,647	4,035	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町
6	6. 8. 29	台風第10号 (2条2項)									全市町
	6. 8. 29~	台風第10号 (4号)				1	22	24	14	90	静岡市、焼津市、浜松市、磐田市、熱海市
7	7. 7. 30	カムチャツカ 半島付近の地震 に伴う津波 (4号)									下田市、東伊豆町、沼津市、伊東市、富士市、伊豆市、静岡市、磐田市
	7. 9. 5	台風第15号等 (4号)	1		91	76	318	1,758	22	189	静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町

「災害救助の手引き」

令和8年3月

発行 静岡県健康福祉部企画政策課

住所 〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号



幸福度日本一の静岡県

「印刷用の紙にリサイクルできます」

この印刷物は 250 部印刷し、1 部あたりの印刷経費は 407.0 円です。